

+

新潟県過疎地域持続的発展方針 (素案)

(令和8年度～令和12年度)

この方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定に基づき、新潟県の過疎地域の持続的発展の基本方針を定めるものであり、新潟県内の過疎地域持続的発展市町村計画及び新潟県過疎地域持続的発展計画の策定指針としての性格を持つものである。

令和7年 月

新潟県

目次

1	基本的な事項	1
(1)	過疎地域の現況と課題	1
ア	過疎地域の現況と課題	1
イ	地域別の現状と課題	7
ウ	これまでの過疎対策	11
(2)	過疎地域持続的発展の基本的な方向	12
ア	基本的な方向	14
イ	地域別持続的発展方向	15
(3)	柏崎市（旧高柳町、旧西山町の区域）について	19
ア	経過措置の適用	19
イ	現状と課題	19
ウ	持続的発展方向	20
(4)	過疎地域の持続的発展に向けた施策の推進体制	21
ア	過疎対策の総合的推進	21
イ	市町村等との連携	21
ウ	過疎地域持続的発展方針に基づく施策の具体化	21
2	移住・定住・地域間交流の促進及び人材の育成	22
(1)	移住・定住・地域間交流の促進及び人材の育成の方針	22
(2)	移住及び定住	22
(3)	地域間交流の促進	23
(4)	人材の育成	23
3	産業の振興	24
(1)	産業振興の方針	24
(2)	農林水産業の振興	24
ア	農業	24
イ	林業	25
ウ	水産業	26
(3)	地場産業の振興	27
(4)	企業の誘致対策	27
(5)	起業の促進	28
(6)	商業の振興	28
(7)	観光の振興	29

4	情報化の推進	30
(1)	情報化の推進の方針	30
(2)	情報化の推進	30
(3)	電気通信施設の整備	31
5	交通施設の整備及び交通手段の確保	32
(1)	交通施設の整備及び交通手段の確保の方針	32
(2)	国道、県道及び市町村道の整備	32
(3)	農道、林道及び漁港関連道の整備	33
(4)	交通手段の確保対策	33
6	生活環境の整備	34
(1)	生活環境の整備の方針	34
(2)	上水道、簡易水道、汚水処理施設等の整備	35
(3)	消防・救急体制の整備	35
(4)	空き家対策	35
(5)	雪対策	36
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	37
(1)	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針	37
(2)	子育て環境の確保及び未婚化・晩婚化に係る施策	38
(3)	高齢者等の保健、福祉の向上及び増進を図るための施策	38
8	医療の確保	40
(1)	医療の確保の方針	40
(2)	無医地区対策	40
(3)	特定診療科に係る医療確保対策	40
9	教育の振興	41
(1)	教育振興の方針	41
(2)	公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	41
ア	学校の規模の適正化等	41
イ	学校の施設・設備等の整備	41
(3)	集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	42
ア	集会施設、社会教育施設等の整備・活用	42
イ	スポーツ施設等の整備・活用	42

1 0	集落の整備	43
(1)	集落整備の方針	43
(2)	集落間の連携等	43
1 1	地域文化の振興等	44
(1)	地域文化の振興等の方針	44
ア	地域の文化の「宝もの」の保存と活用	44
イ	鑑賞機会・発表機会の充実等	44
(2)	地域文化の振興等に係る施設の整備	45
1 2	再生可能エネルギーの利用推進	45
(1)	再生可能エネルギーの利用推進の方針	45
(2)	再生可能エネルギーの導入拡大	45
1 3	地域づくりの推進	46
(1)	地域づくりの推進の方針	46
(2)	創意工夫による個性豊かな地域づくり	46

《参考》過疎関係市町村の状況（令和7年4月1日現在）

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現況と課題

ア 過疎地域の現況と課題

(ア) 過疎地域の指定状況

令和7年4月1日現在、本県30市町村のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）に基づき、過疎地域として公示された市町村は19市町村であり、特定市町村の区域とみなされる区域（以下「特定市町村の区域」という。）を有する市町村として公示された1市と併せると、県全体に占める割合は66.7%となっている。（特定市町村の区域を有する市町村については、1(3)で詳述する。）

（令和7年4月1日現在）

区 分		市町村数等
過 疎 地 域	■ 過疎市町村 過疎法第2条第1項又は同法第41条第1項に規定する市町村	12市町村
	■ 一部過疎市町村 過疎法第3条第1項若しくは第2項又は第41条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）により、過疎地域とみなされる区域（※）を有する市町村	7市 (22区域)
特 定 区 市 域 町 村	過疎法附則第7条第1項の規定により特定市町村の区域を有する市町村	1市 (2区域)

※ 平成11年4月1日から令和3年3月31日までの間に、市町村合併により設置され、又は市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村（過疎市町村を除く。）であって、市町村合併前の旧市町村単位で過疎地域の要件を満たす場合については、当該旧市町村の区域を過疎地域とみなすもの。

過疎地域が県全体に占める割合は、人口で19.9%、面積では66.6%となっている。

表 1 過疎地域の概況

区分	市町村数 (R7.4.1)				人口 (人)	面積 (km ²)
		市	町	村		
過疎地域	19	14	3	2	438,386	8,377.87
全県	30	20	6	4	2,201,272	12,583.96
県全体に占める割合	63.3%	70.0%	50.0%	50.0%	19.9%	66.6%

※人口及び面積は、令和2年国勢調査による。

(イ) 人口減少と少子高齢化

本県過疎地域の人口は、昭和35年～40年の人口減少率が7.5%、昭和40～45年では7.8%と人口減少が著しかったが、その後鈍化し、昭和50年～55年には2.5%にまで改善された。しかし、以後人口減少率は再び増大し、平成27年～令和2年では9.5%と、昭和45年～50年以降最大の減少率となっている。

また、全県における過疎地域の人口割合は、昭和35年の35.5%から徐々に減少し、令和2年には19.9%まで低下している。

表 2 過疎地域における人口の推移等 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口 (人)	866,025	800,683	738,207	698,851	681,429	663,008	636,434	616,376	593,802	560,117	524,800	484,220	438,386
増減率 (%)	-	△7.5%	△7.8%	△5.3%	△2.5%	△2.7%	△4.0%	△3.2%	△3.7%	△5.7%	△6.3%	△7.7%	△9.5%
県全体に占める割合	35.5%	33.4%	31.3%	29.2%	27.8%	26.8%	25.7%	24.8%	24.0%	23.0%	22.1%	21.0%	19.9%

過疎地域の昭和35年から令和2年までの年齢階層別人口構成比の推移をみると、0～14歳階層は約29万人から約4万2千人(△85.4%)と大幅に減少し、全体に占める割合も33.6%から9.7%に大きく減少しており、少子化に歯止めがかかっていない。

また、生産年齢人口である15～64歳階層については、この期間において、約51万4千人から約21万8千人(△57.6%)に減少しており、このうち、15～29歳の若年者階層については77.1%減少している。

65歳以上の高齢者階層については、約6万1千人から約17万7千人(+189.7%)へと約3倍弱に増加し、全体に占める割合も7.0%から40.3%(+33.3ポイント)へと上昇しているが、これは県全体と比較しても高齢化が早く進んでいる状況にある(県全体では、65歳以上の高齢者階層の全体に占める割合は、6.3%から32.5%(+26.2ポイント)へと上昇している)。

表3 過疎地域における年齢階層別人口及び構成比の推移（国勢調査）

年齢区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	人口(人)	比率(%)										
0～14歳	290,597	33.6	156,051	22.3	113,729	17.9	71,672	12.8	51,417	10.6	42,367	9.7
15～64歳	514,404	59.4	459,924	65.8	398,852	62.7	318,975	57.0	255,970	52.9	218,159	49.8
うち15～29歳	187,268	21.6	137,837	19.7	92,206	14.5	72,563	13.0	52,018	10.8	42,847	9.8
うち30～64歳	327,136	37.8	322,087	46.1	306,646	48.2	246,412	44.0	203,952	42.1	175,312	40.0
65歳以上	61,024	7.0	82,865	11.9	123,798	19.4	169,314	30.2	176,386	36.4	176,779	40.3
不詳	0	0.0	11	0.0	55	0.0	156	0.0	447	0.1	1,081	0.2
合計	866,025		698,851		636,434		560,117		484,220		438,386	

表4 若年者（15歳～29歳）比率及び高齢者（65歳以上）比率の推移（国勢調査）

区分		昭和35年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
若年者比率	全県①	23.8	22.5	19.6	17.9	17.9	18.4	17.8	15.8	14.0	13.3	12.2
	過疎②	21.6	19.7	17.4	15.4	14.5	14.6	14.2	13.0	11.5	10.7	9.8
	②-①	△ 2.2	△ 2.8	△ 2.2	△ 2.5	△ 3.4	△ 3.8	△ 3.6	△ 2.8	△ 2.5	△ 2.6	△ 2.4
高齢者比率	全県①	6.3	9.6	11.2	12.8	15.3	18.3	21.3	23.9	26.2	29.7	32.5
	過疎②	7.0	11.9	14.0	16.1	19.5	23.5	27.2	30.2	32.6	36.4	40.3
	②-①	0.7	2.3	2.8	3.3	4.2	5.2	5.9	6.3	6.4	6.7	7.8

過疎地域の人口の動向をコーホートでみると、概ね次のような特色がある。

第1に全期間で15～19歳及び20歳～24歳階層の人口流出が多くなっている点である。特に20歳～24歳階層の人口流出は30%以上と著しく、高等学校等卒業後の都市部への進学・就職が構造的なものとなっている。

第2に25～29歳階層におけるUターン現象等の存在である。県外の大学等へ進学した学生のUターン就職等により、昭和55年以降、平成27年までは25～29歳階層の人口が4.7～19.6%程度増加している。しかし、過疎地域の若年者人口を維持できるほどの規模にはならず、平成7年の19.6%をピークに増加率は減少し、令和2年には3%減少と昭和55年以降で初めて減少に転じている。

表5 過疎地域のコーホート人口増減率（※）の推移（国勢調査）（%）

年齢区分	S40年/35年	45年/40年	50年/45年	55年/50年	60年/55年	H2年/60年	7年/2年	12年/7年	17年/12年	22年/17年	27年/22年	R2年/27年
5 - 9	△ 3.9	△ 3.1	△ 1.9	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.5	1.1	1.1	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.0	0.3
10 - 14	△ 3.3	△ 2.7	△ 2.4	△ 1.0	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.7	△ 1.2
15 - 19	△ 34.2	△ 34.3	△ 30.4	△ 24.7	△ 21.0	△ 20.3	△ 17.7	△ 17.3	△ 17.9	△ 17.4	△ 15.6	△ 16.5
20 - 24	△ 31.7	△ 34.3	△ 37.4	△ 37.5	△ 38.1	△ 40.2	△ 34.0	△ 33.5	△ 35.6	△ 37.2	△ 36.1	△ 39.7
25 - 29	△ 13.2	△ 5.5	△ 1.9	13.4	16.8	13.7	19.6	14.5	8.3	4.7	6.0	△ 3.0
30 - 34	△ 8.3	△ 6.4	△ 3.7	△ 0.0	△ 0.2	△ 1.2	1.4	0.7	△ 2.7	△ 2.7	△ 2.8	△ 7.4
35 - 39	△ 5.7	△ 4.7	△ 2.9	△ 1.4	△ 0.9	△ 1.6	0.9	0.5	△ 2.1	△ 1.5	△ 3.0	△ 2.8
40 - 44	△ 4.7	△ 5.7	△ 3.1	△ 1.8	△ 1.8	△ 2.3	△ 0.3	△ 0.0	△ 1.5	△ 1.2	△ 2.0	△ 2.5
45 - 49	△ 5.1	△ 4.2	△ 2.3	△ 2.4	△ 2.1	△ 2.7	△ 0.6	△ 0.6	△ 1.8	△ 1.8	△ 2.0	△ 2.0
50 - 54	△ 6.3	△ 5.9	△ 5.6	△ 3.3	△ 2.8	△ 2.9	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.1	△ 1.6	△ 1.8	△ 1.7
55 - 59	△ 7.9	△ 9.6	△ 6.4	△ 4.4	△ 4.2	△ 3.8	△ 2.0	△ 1.6	△ 2.5	△ 1.3	△ 1.9	△ 2.0
60 - 64	△ 11.2	△ 10.0	△ 5.9	△ 5.7	△ 4.8	△ 4.4	△ 3.4	△ 2.5	△ 2.6	△ 1.8	△ 2.3	△ 2.5
65 - 69	△ 14.9	△ 13.1	△ 10.5	△ 8.5	△ 7.1	△ 5.8	△ 5.1	△ 4.6	△ 4.5	△ 3.5	△ 3.6	△ 3.8

※ コーホート人口増減率：コーホートとは同一年齢階層区分に属する出生者集団をいい、コーホート人口増減率は、各年齢層区分人口を、それぞれ直

前の国勢調査時の一段階若い年齢階層区分人口と比較したものである。

こうした人口減少や少子高齢化の進行の結果、農林水産業を中心とした地元産業や地域の担い手不足等により、地域の活力や集落機能が低下し、安全・安心なくらしの維持が困難な集落が出てきている。

この背景として、山間地、離島等、地形的・地理的に不利な条件下にあることが、産業の生産性や生活交通手段、医療の確保等、社会生活全般にわたって大きな影響を与えていること等が挙げられ、その結果、若者を中心として都市への流出が続いているものと考えられる。

(ウ) 財政状況

過疎地域の財政状況について、市町村の財政力を示す指標である財政力指数の状況をみると、一部過疎市町村の平均と全県平均には大きな差は見られないが、過疎市町村の平均は0.30～0.32と全県平均の0.50～0.55に比べて低い状態が続いている。

表6 過疎地域市町村における財政力指数の推移（平均）

	平成22年度	平成27年度	令和2年度
過疎市町村	0.32	0.30	0.30
一部過疎市町村	0.54	0.53	0.52
全県	0.55	0.50	0.50

※ 財政力指数：その団体が標準的な行政を行う場合に必要な一般財源額（基準財政需要額）のうち、どの程度税収入（基準財政収入額）で賄えるかを示したもの。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

(エ) 自然環境の現状

過疎地域においては、雪害、地すべり、水害、地震等の自然災害の克服が、引き続き重要な課題となっている。また、森林・農地・河川等は、かつては、農林水産業の営みや、それに伴う地域社会の共同のシステムによって維持管理されてきたが、担い手不足等により荒廃農地の増加や森林の荒廃がみられるなど、地域の環境を維持する機能が低下している状況にあり、国土保全の面からも問題となっている。

また、気候変動や外来種の侵入などによる生態系への影響が懸念されるほか、野生鳥獣による人身被害や農林水産業被害を生じさせるなど、人と自然の共生が脅かされる状況が顕在化している。

一方、豊かな森林・河川・海等の恵まれた自然環境は、貴重な地域資源でもあり、これらを観光・交流資源として地域振興に活用することが積極的に進められている。

将来にわたり、豊かな自然環境を守り、人と自然の共生を維持していくため、自然環境の保全や生物多様性の回復に取り組んでいく必要がある。

(オ) 産業の現状

本県産業は、人口減少や高齢化、経済活動の国際化などによる競争の激化等の構造変化に直面しており、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱え、厳しい経営環境に置かれている。特に人口減少や高齢化の進行が早い過疎地域は、より厳しい状況にある。

農業については、地域資源を活用した特産加工や有機栽培等による差別化及びブランド化並びに体験交流施設や直売施設を活用した都市住民との交流、地産地消運動のほか、異業種からの参入による担い手の確保等、新たな取組も現れている。

一方、農産物の生産コストの高騰、就業者の高齢化、国内外の産地間競争の激化等により、農業生産活動の維持が困難な地域も出現しており、多様な人材の確保や農産物の高付加価値化等を図り、持続可能な営農体制を確立することが課題となっている。

林業については、豊富な森林資源の活用と県土保全、水源のかん養、地球温暖化防止等、多様な機能の発揮に対して県民の高い期待が寄せられる一方で、林業の担い手不足や木材価格の低迷による採算性の悪化から、森林資源が十分に活用されず、森林の有する多様な機能の低下が懸念されている。造林・間伐等の森林整備の計画的な推進や、県産材の安定供給体制の整備や利用拡大が課題となっている。

水産業については、漁業者の減少や高齢化、水産資源の変動等により漁獲量が減少しており、担い手確保と併せて漁業経営体の世代交代や、資源管理による安定的な漁業生産、魚価の向上を図るための付加価値向上の取組や多様な販売ルート確保が課題となっている。

観光については、取り巻く環境の変化やニーズの多様化に対応しながら、その地域ならではの文化や自然等を活かした体験交流型・滞在型観光の定着、拡大など、魅力ある観光地づくりや受入態勢の整備を推進するとともに、デジタル技術を活用し、観光事業者の生産性向上や観光地経営の高度化を推し進めていく必要がある。

また、本県の基幹産業である建設産業については、社会資本の整備等を通じて地域の経済と雇用を支えるとともに、除雪や災害対応など地域の安全・安心の確保に重要な役割を担っているが、建設投資額の減少等による競争の激化などにより厳しい経営環境に置かれており、安定的な利益の確保と収益性の改善

等が課題である。また、製造業については、厳しい経済状況を反映して工場立地は減少し、地域から撤退する企業もある。

その一方で近年では、住民がコミュニティの再生を図るため、地域資源を活用した特産品の開発、福祉・介護事業等の「コミュニティビジネス」(※)に取り組む例や、いくつかの仕事を組み合わせて従事するいわゆる多業等の働き方をする例も出てきており、今後も更なる広がりが期待される。

※ コミュニティビジネス：地域住民が主体となって地域の課題をビジネスの手法で解決し、その活動の利益を事業への再投資等によりコミュニティに還元することによって、コミュニティを活性化すること。

(カ) 生活環境の現状

生活環境のシビルミニマム(※)については、上水道の普及率がほぼ全県の水準に近づきつつあるほか、地域の集会施設、文化・教育・スポーツ施設等は、かなり整備が進んできている。

交通基盤についても重点的に整備が進められてきているが、今後とも、中心都市とのアクセス道路や地域間相互の交流・連携が円滑に進むための道路の整備を進めていく必要がある。

医療サービスについては、へき地医療拠点病院による巡回診療やへき地診療所等により提供されているが、地域の開業医の高齢化や医師の専門医志向等から、医師の確保が極めて困難な状況にある。過疎地域においても適切な医療が受けられ、安心して生活できる仕組みづくりを進めることが課題となっている。

情報通信基盤整備については、基本的に民間事業者によって進められているが、事業採算面で厳しい過疎地域等では整備の遅れがみられ、情報通信環境に関して地域格差が生じている。

日常生活に不可欠な買物の場を含め民間企業等による商業施設等が少ない一方で、バスの利用者は減少し、路線バスの運行維持は年々困難となっており、通院や買物等のための地域住民、特に高齢者や児童生徒の身近な足(生活交通)の確保が課題となっている。

居住環境については、比較的低価格で広い持ち家を取得できるが、民間の住宅団地や賃貸住宅等が少ないことから、様々な地域振興策を実施していく中で、産業や福祉等の業務に従事する者やU・Iターン者等に対する多種多様な住宅の整備や空き家の有効活用等が課題となっている。

※ シビルミニマム：国や自治体が住民のために保障しなければならないとされる、最低限度の生活環境基準

(キ) 過疎地域と都市の関係

近年、過疎地域と都市との交流が活発に推進されており、体験交流事業や特産品の販売、イベントの実施等、成果を上げつつあるが、引き続き情報の発信、受入態勢の整備等に取り組んでいく必要がある。過疎地域が国土の保全や水源のかん養、安全・安心な食料の生産等に果たす役割の重要性について都市住民の十分な理解を得るためにも、都市と農山漁村の共生・対流を一層推進していくことが求められている。

また、ゆとりや豊かさ志向への国民のライフスタイルの変化、U・Iターンや二地域居住（都市と農山漁村のそれぞれに拠点を持つ生活様式）の普及等により「都市から過疎地域への移住・交流」への関心が高まっている。

地方移住に関心を持つ層を過疎地域での移住につなげていく上では、都市住民に着実に届く効果的な情報発信や、官民連携により、移住検討者のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うなど、移住促進に向けた取組の推進が課題となっている。

イ 地域別の現状と課題

(ア) 共通事項

県では、市町村等との連携強化、地域に密着したプラン作りや地域への総合的対応を目的として、平成14年度から地域振興局等の地域機関を設置し、機能強化を図ってきている。

(イ) 地域別の状況

過疎地域の地域別状況を記載する。

I 村上地域（村上市、関川村、粟島浦村）

この地域は県の北端に位置し、豊かな自然や美しい景観、食文化、歴史、地場産品など、様々な地域資源に恵まれている。

一方、進学や就職をきっかけとした若者の転出や少子高齢化の進行は深刻化しており、多様で魅力的な産業の創出等による雇用の確保や、基幹産業である第1次産業の担い手確保・育成等が課題となっている。また、災害時の緊急輸送や救急医療の充実、観光振興や地域活性化に向けて、日本海沿岸東北自動車道等交通ネットワークの整備促進が必要である。

岩船港の北西に位置する離島粟島は、定期航路があり、観光業と漁業が収益源となっているが、観光業では民宿数の減少、漁業では離島ならではの運搬コスト削減が課題である。

II 新発田地域（新発田市のうち旧加治川村の区域、阿賀野市のうち旧笹神村の区域、胎内市のうち旧黒川村の区域）

この地域は県の北東に位置し、五頭連峰や楡形山脈が連なる自然豊かな地域で、多彩な地域資源を有している。

一方、若年層の減少や高齢化が進み、後継者不足による農林業を始めとする地域全体の活力の低下が課題となっている。これを防ぐために、豊かな自然環境や歴史、文化などの地域・観光資源を生かした賑わいの創出、付加価値の高い持続可能な農林業の促進と住みやすいまちづくりを一体として取り組む必要がある。

III 新潟地域（五泉市のうち旧村松町の区域、阿賀町）

この地域は、福島県境に接する山間地の阿賀町及び隣接する旧村松町から成る。特別豪雪地帯であり、積雪による生活への影響は大きい。会津街道や村松城下町の歴史と文化、多数の温泉地、桜や雪椿の名所等、豊かな自然と観光資源に恵まれた地域である。

少子高齢化、若年層の転出等に伴う人口減少による活力低下が懸念されている。

今後の持続的発展のためには、農林業などの働き手や地域活動の担い手確保、安全・安心な暮らしを支える公共施設や社会資本の整備、道路交通の確保・公共交通の維持による利便性確保、交流人口や関係人口の拡大などが課題である。

IV 三条地域（三条市のうち旧下田村の区域、加茂市）

この地域は、県のほぼ中央部に位置し、東南側は福島県境に接し、国立公園や自然公園に指定されているなど、豊かな自然、歴史、文化、伝統産業等に恵まれた地域である。

しかし、人口流出や少子高齢化が進行する中で、地域コミュニティ活動の縮小や地域産業の衰退のほか、農林業の担い手不足や農地・森林の管理水準の低下・荒廃化が懸念されている。

近年は豊かな自然環境を活用した複数の観光交流施設が整備されつつあり、福島県へ通じる国道289号の開通を踏まえ、環境保全を図りながら地域の活性化を図ることも課題となっている。

V 長岡地域（長岡市のうち旧栃尾市、旧和島村、旧寺泊町、旧山古志村、旧小国町、旧川口町の区域、出雲崎町）

この地域の過疎市町は、日本海に面した丘陵地域と魚沼丘陵に連なる山間地に分かれており、多彩な地域資源や豊かな自然環境などを有している。

一方、若者層の都市部への流出や少子高齢化の進展により、地域の基幹産

業である農林水産業の担い手不足、地元企業における若年層の人材不足、生活交通の確保、除雪困難世帯の増加などの問題が生じており、地域が持つ遺跡、史跡、街並みといった地域資源を活かしながら、いかに自立に向けて取り組んでいくかが課題となっている。

VI 魚沼地域（魚沼市）

この地域は県南東部に位置し、魚野川をはじめとする大小の河川や越後三山只見国定公園、尾瀬国立公園等、豊かな自然に恵まれた地域である。

また、全国有数の豪雪地域であり、平均2mを越す積雪は住民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている。一方、降雪による豊富な水資源が魚沼コシヒカリに代表される良質米産地を支えている。

地域内の人口減少は続いており、高齢化の進行に伴い、更なる地域の活力低下が懸念されている。若い世代の定着に向けて、「魅力ある就業の場」の提供や「学び・仲間づくりの場」の確保が課題となっている。また、各業種において事業の継続に向けた担い手の確保が急務となっている。

VII 十日町地域（十日町市、津南町）

この地域は県の南部に位置し、信濃川などから形成された雄大な河岸段丘、上信越高原国立公園内にある清津峡溪谷等、豊かな自然に恵まれた地域である。また、全国有数の豪雪地であり、豊富な雪解け水により、魚沼コシヒカリが育まれている。

一方、少子高齢化による人口の減少が長期に渡り継続し、高齢化率は、県平均を大きく上回るスピードで進行しており、農業、織物などの基幹産業において競争力の低下が懸念されている。

地場産業の育成振興、地域資源等の活用による交流人口等の拡大、交流ネットワークに必要な道路整備や住民が健康で生き生きと暮らせる地域づくり等への取り組みが課題となっている。

VIII 上越地域（妙高市、上越市のうち旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧吉川町、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村、旧三和村、旧名立町の区域）

この地域は県の南西部に位置し、海岸部・平野部・山間部それぞれの特性を有する地域により形成されている。また、全国でも有数の豪雪地帯であるとともに脆弱な地質や融雪等に起因する地すべりの多発地帯でもある。一方で本地域は豊かな自然に恵まれ、なかでも妙高戸隠連山国立公園は美しい景観を有し、観光面での期待が高まっている。

交通面では、北陸・上信越の両自動車道の全線4車線化により利便性が向上するとともに、北陸新幹線敦賀延伸開業で関西方面からの誘客促進への期

待が高まっている。また、上越魚沼地域振興快速道路については全線開通への期待が膨らんでいるほか、小木・直江津航路はジェットfoilからカーフェリーに変更となり、自動車航送が可能になるとともに、利用者数も増加している。一方在来線等の地域交通は、人口減少等に伴い経営環境が厳しくなる中、引き続き日常の移動手段として、適切な維持管理が求められている。

従業者割合は、農業、製造業、建設業が高く、若年層が希望する業種とのミスマッチが生じる傾向もあり、域外流出につながっている。

農業は、農業者の高齢化や離農で戸数が減り、担い手の確保が課題であるとともに、それに伴う集落機能や地域活動の維持も課題の1つとなっている。

IX 糸魚川地域（糸魚川市）

本地域は、新潟県の最西端に位置し、中部山岳・妙高戸隠連山の2つの国立公園があるなど、豊かな自然に恵まれている反面、急峻な地形や脆弱な地質から多くの土砂災害警戒区域等を有している。

地域内は、人口減少・少子高齢化への対応が急務である。そのため、ユネスコ世界ジオパークを始めとする地域固有の観光資源や豊かな自然に育まれた食などの観光素材を更に磨き上げ、北陸新幹線敦賀延伸に対応した観光振興による交流人口の拡大とともに、地域住民が住み続けたいと思える魅力あるまちづくりが重要となっている。

X 佐渡地域（佐渡市）

佐渡は本州最大の離島で、世界文化遺産に登録された佐渡金銀山をはじめ多くの歴史的・文化的資源に恵まれており、県内有数の観光地となっている。

一方で、人口減少と少子高齢化が進行しており、産業や医療、福祉など様々な分野において人材が不足し、経済の衰退や集落活動の縮小による地域コミュニティの衰退などが懸念されている。

このほか、主要道路は整備が進むものの、すれ違い困難箇所も点在しており、さらなる整備が必要な状況である。また、利用客の減少などに伴い航路は隻数減となり、航空路は休止している。

このような状況の中で、人口減少対策、地域資源を活かした特色ある地域づくり、交流人口の増加、産業振興による雇用創出、交通インフラの整備充実が課題となっている。

ウ これまでの過疎対策

過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法の各過疎地域振興計画に基づき投資された昭和45年度から令和5年度までの過疎対策事業費総額は、県計画が約2兆1,225億円、市町村計画が約2兆7,398億円で、合わせて約4兆8,623億円となっている。これを施策別にみると、県計画では、交通通信体系の整備等51.5%、産業の振興31.9%、生活環境施設及び厚生施設の整備と医療の確保14.3%、集落等の整備・その他1.5%、教育文化施設の整備0.6%等であり、市町村計画では、生活環境施設及び厚生施設の整備と医療の確保37.2%、産業の振興24.2%、交通通信体系の整備等22.9%、教育文化施設の整備13.5%、集落等の整備・その他1.4%等となっている。

表7 過疎対策の実績（昭和45年度～令和5年度）

（百万円）

施策別	県計画	市町村計画	合計
移住・定住の促進等	2,440 (0.1%)	2,043 (0.1%)	4,483 (0.1%)
産業の振興	677,311 (31.9%)	662,162 (24.2%)	1,339,473 (27.5%)
地域における情報化	3 (0.0%)	16,431 (0.6%)	16,434 (0.3%)
交通通信体系の整備等	1,092,938 (51.5%)	627,895 (22.9%)	1,720,833 (35.3%)
生活環境施設及び厚生施設の整備と医療の確保	304,530 (14.3%)	1,020,832 (37.2%)	1,325,362 (27.3%)
教育文化施設の整備	12,798 (0.6%)	370,723 (13.5%)	383,521 (7.9%)
集落等の整備・その他	32,440 (1.5%)	39,136 (1.4%)	71,576 (1.5%)
再生可能エネルギーの利用促進	59 (0.1%)	620 (0.1%)	679 (0.1%)
合計	2,122,519 (100.0%)	2,739,842 (100.0%)	4,862,361 (100.0%)

これらの過疎対策事業により、過疎地域における基盤整備が進み、県全体との格差は総じて縮小してきており、過疎地域における生活や経済活動の利便性が大きく向上するとともに、都市との交流の促進にも大きく寄与している。

しかしながら、過疎対策実施前の水準が極めて低かったこともあり、産業基盤、生活環境施設の整備水準は他地域と比べ依然として格差があり、若者を中心とした人口流出による地域の活力低下も大きく、また、新しい時代の変化に対応した地域振興策が必要とされていることから、今後ともソフト・ハード両面において過疎対策を推進し、過疎地域の持続的発展に取り組んでいく必要がある。

(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方向

過疎地域は、農地・森林の適切な維持・管理を通じ、下流域における自然災害の発生防止、水源のかん養、安全・安心な食料の供給、地球温暖化防止などの面において重要な役割を果たしているほか、県民の生活に豊かさと潤いを与え、県土の多様性を支えている。

また、首都圏等への人口の過度の集中により大規模な災害等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域が担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

過疎地域と都市はいわば「共生・互惠」の関係にあり、過疎地域の持続的発展を図ることは、過疎地域での住民生活のみならず、都市部に居住する県民、ひいては国民全体の安全・安心な生活を確保するとともに、県全体が人口減少問題に直面する中で、県の更なる発展を実現していくために必要不可欠であると言える。

特に人口減少、高齢化が進んでいる地域においては、単独では地域の将来を担う若者の確保、地域の祭りなど伝統的祭礼や地域行事の継承などが難しい地域が生じており、地域社会の活力維持が課題となっているほか、耕作放棄地の増大、空き家の増加など、厳しい状況に置かれている。

こうした様々な課題に対して積極的に対応するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく従来の過疎方針等の大きな方向性は維持し、取組を深めるとともに、地域の課題解決のため、ICTの活用等による新たな取組や、地域づくりに参画する多様な人材を、外国人材も視野に入れながら、様々な手法・経路により育成・確保するほか、市町村をまたぐ広域連携による取組等を推進していく。

その際、それぞれの地域において、将来的な人口定常化を目指し、少ない人口であっても、成長力のある持続可能な社会を構築するために、人口減少等に伴う地域の変化に柔軟に対応するとともに、地域外の人材の協力を得つつ行政のみならず住民や地元企業等多様な関係者が主体的に参画し、自らの手で地域が抱える課題を解決し、地域の中において住民が地域への誇りと愛着を持ち、安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるような視点をもって取組を推進することが重要である。

以上を踏まえ、県政の基本方針である「新潟県総合計画」の方向性に則し、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の実現を目指し、過疎地域の持続的発展に向けた基本的な方向を定める。

《参考》 新潟県総合計画

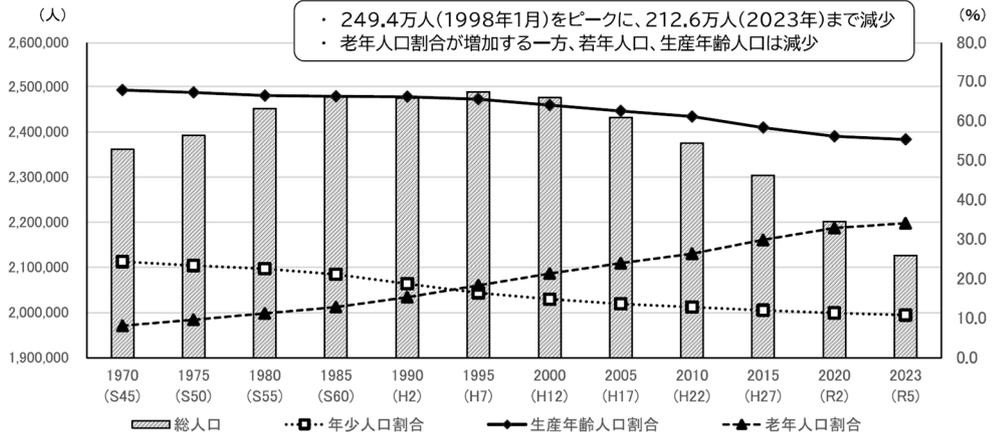
新潟県の人口ビジョン：基本的な考え方と将来推計人口

人口ビジョンの基本的な考え方

- 本県の人口は、今後も不可避免的に減少局面が継続
- 将来的な「人口定常化」(*)を目指し、少ない人口であっても、成長力のある持続可能な社会を構築することが必要
- 県民全体で人口減少問題に対する意識を共有するとともに、引き続き県政のあらゆる取組を総動員し、自然減・社会減対策を重点的に推進

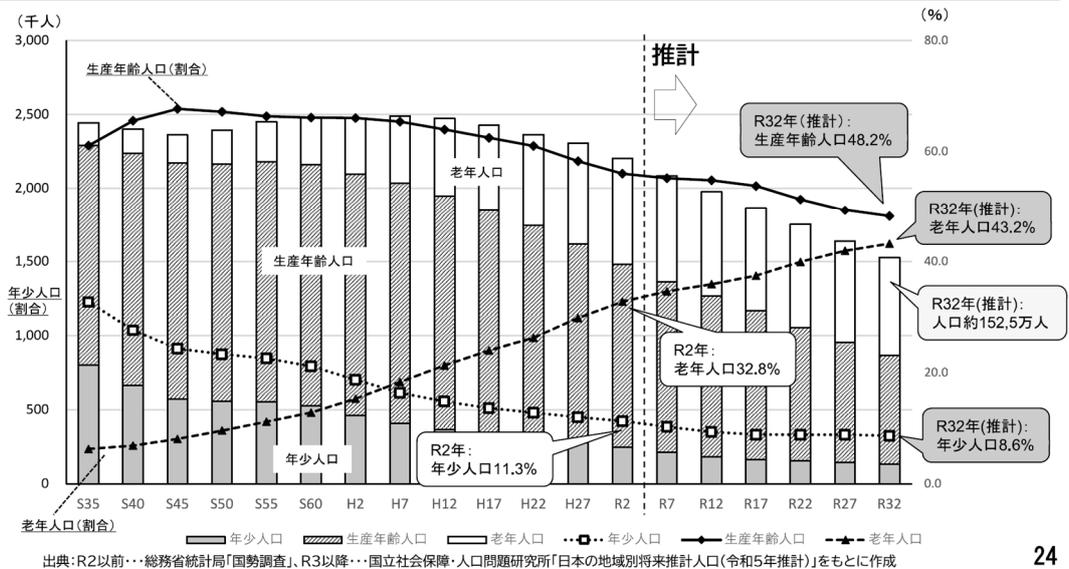
※ 人口定常化：人口がそれ以上減少せず、一定の水準が保たれる状態

● 新潟県の総人口、3区分人口の推移



《新潟県の将来人口》

- 本県の人口は今後も減少を続け、**R32(2050年)には約152.5万人**と推計される。
- 年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の比率それぞれ低下する一方、老年人口(65歳以上)の比率が上昇を続け、年少人口が8.6%(13.2万人)、生産年齢人口が48.2%(73.5万人)、老年人口が43.2%(65.9万人)と見込まれる。



出典: R2以前…総務省統計局「国勢調査」、R3以降…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとに作成

ア 基本的な方向

① 活力のある新潟

過疎地域において地域経済の持続的発展を促進するためには、産業の振興、とりわけ過疎地域の基幹産業である農林水産業の振興を図り、地域における雇用の確保や所得の向上につなげていく必要がある。

また、我が国は現在のところ食料の多くを輸入に依存している状況にあるが、今後様々な状況変化により、世界の食料供給に不足が生じることも想定され、過疎地域における農林水産業の振興は重要と考えられる。

このため、農業をベースに多様な人材が多様な働き方で活躍できる地域の仕組みづくりを推進するとともに、農産物の高付加価値化や加工・直売、観光等を組み合わせた農業の6次産業化支援などにより、産業として成り立つ魅力ある農林水産業の実現を目指した取組を展開する。

農林水産業以外にも、商品の販路拡大等による地場産業の育成や、機能の維持・強化等による商店街の活性化等に取り組むほか、ICTの活用等による企業誘致や起業の促進、再生可能エネルギーの利用推進等を図る。

併せて、地域外との経済活動を活発化させるとともに、地産地消活動や、地域が有する様々な資源を有効活用した地域コミュニティの活性化の取組などを支援する。

② 暮らしやすい新潟

過疎地域において、集落機能が低下している集落が出てきている中で、安全・安心な暮らしを確保するための施策を展開する。

道路、情報通信等の社会基盤については、誰もが安全・安心に暮らせる豊かな地域を実現していく上で不可欠であるほか、地域経済への波及効果をもたらすことから、その整備を行うことは重要である。このため、都市地域に比べて遅れている社会基盤について、自然環境の保全等に配慮しながら、必要な整備を今後とも進める。

激甚化・頻発化する自然災害に対し、一段加速した対策を進め、災害に対して万全に備えるとともに、身近な暮らしの安全を確保し、誰もが安心して暮らせるための施策を展開する。

とりわけ、本県の過疎地域は全国でも有数の豪雪地帯を抱えていることから、雪崩等による災害や交通の途絶を解消し、冬期間の安全・確実な交通の確保に向けた取組を進めるとともに、依然として高齢者を中心に除雪作業中の死傷事故が発生していることから事故防止対策に取り組む。

併せて、全国トップクラスの健康寿命が確保され、誰もが質の高い医療や十分な介護を受けられ、こども・子育てを支える環境の整備を進めるとともに、

安全・安心な暮らしを確保するためには、地域住民、特に高齢者や児童生徒の生活の足として地域公共交通の維持が不可欠であるため、今後とも路線バスの運行の確保をはじめ住民のニーズに応じた交通手段の維持及び確保のほか、日常生活に必要な生活サービス支援などに努める。

また、生活環境の整備等を進める上で、地域の実情に応じ、複数の集落が連携することも重要であり、こうした取組を支援する。

③ 魅力ある地域づくり

過疎地域の安全・安心な暮らしの確保や持続的発展を進める上では、地域づくりにおいて、地域住民や行政のみならず、地域外に居住する家族も含め、NPO、地元企業などの多様な主体による内発的な活力をさらに引き出すとともに、地域おこし協力隊等の外部人材の活用等を通じた外発的な刺激が重要であることから、これらに係る取組を重層的・積極的に推進する。

また、昨今、価値観の多様化とともに過疎地域の持つ魅力が見直され、都市との交流が活発に行われているほか、地域への移住に向けた取組なども盛んに行われているところであり、こうした多様なニーズ・価値観に対応しつつ、地域の特性を活かした体験交流型・滞在型観光を推進し、地域の産業と観光を有機的に結び付けることにより、交流人口の拡大を図るとともに、地域の魅力やU・Iターンに関する多様な情報を首都圏等に対して発信し、U・Iターン希望者等と受入れを希望する地域との橋渡しを行う。

加えて、多様な世代間の交流により地域を活性化する上では、子育て環境の整備や未婚化・晩婚化への対策等の若者世代の定住に向けた取組を進めることが重要である。こうした観点を考慮し、地域における子育て支援環境の更なる充実や若者交流事業の実施等の若い男女の広域的な交流促進等を図る。

過疎地域を振興し、そこに住む人が住み続けたいと思えるよう、一体的な生活圏を構成する地域内における、就業や必要な生活サービスの維持に取り組むとともに、多様な外部人材の確保・育成を含め住民主体による活力ある地域づくりを推進する。

イ 地域別持続的発展方向

過疎地域市町村の地域別の持続的発展方向を記載する。

I 村上地域（村上市、関川村、粟島浦村）

- 多様な主体が連携し、豊かな自然や歴史、文化等の地域資源を有効活用することで、交流人口や関係人口の創出・拡大を推進する。

- ・ 多様な人材が働きがいと生きがいを持つことのできる魅力的な産業の創出等による雇用の創出・拡充に向けた取組を支援する。
- ・ 農林水産業の担い手育成・確保や生産基盤の整備、所得向上に向けた取組を支援する。
- ・ 日本海沿岸東北自動車道等の交通体系の整備を促進し、交流人口の増大や地域経済の活性化を図る。
- ・ 栗島については、航路の維持に努めるとともに、自然豊かな海洋観光の重要拠点として位置づけ、対岸に面した笹川流れとともに「瀬波笹川流れ栗島県立自然公園」として、隣接する山形県等と観光連携軸の形成を図る。
- ・ こどもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせる魅力ある地域づくりを目指し、子育て支援、医療、福祉・介護サービスの充実や移住・定住の促進を図る。

II 新発田地域（新発田市のうち旧加治川村の区域、阿賀野市のうち旧笹神村の区域、胎内市のうち旧黒川村の区域）

- ・ 豊かな自然環境を農林業、観光、食、健康など様々な分野に生かし、さらにそれらを連携させ、新たな地域活力へとつなげる。
- ・ 安心して子どもを産み育てられる環境や、安定した雇用環境の整備により、若者が生き生きとした生活ができるまちづくりを行う。
- ・ 地域医療の充実や健康づくりの推進、公共交通の充実により、元気で活動的な高齢者を増やす。
- ・ 「夢・魅力と活力ある農業・農村」の実現に向けて、農産物のブランド力向上と魅力発信、農業を担う人材の確保・育成等を行う。
- ・ 里山の保全を行いながら、防災・減災対策にも取り組むことで、豊かな自然環境と安全・安心に暮らせる街の両立を目指す。
- ・ 積極的なICTの活用により、教育の充実や産業・農林業の振興、市民生活における利便性の向上を図る。

III 新潟地域（五泉市のうち旧村松町の区域、阿賀町）

- ・ 人口減少下においても、地域で安全・安心に暮らし続けるため、子育て・公教育など必要な公的サービスを提供する施設、河川・道路などの社会資本を整備していく。その際、進展著しいAI・デジタル技術を積極的に取り入れる。
- ・ 農林水産物の生産拡大、また様々な地域資源を活かして産業を振興し、就業や雇用の確保、所得向上につなげる。地域で活躍する人や仕事の魅力発信を通じ、経済活動の展開・関係人口の拡大を図る。
- ・ 地域住民に利便性と安全・安心を提供し、他地域との交流促進にも資するよう、公共交通や道路などの交通基盤を整備する。
- ・ 空き家情報・地域の魅力情報を発信するとともに、相談・コーディネートな

ど、交流・移住の受入態勢を強化する。

IV 三条地域（三条市のうち旧下田村の区域、加茂市）

- ・ 豊かな自然と観光交流施設を有機的に結びつけた体感型観光プログラムの開発や広域観光ルートの創出など、地域資源を活用した観光産業の高付加価値化による交流人口の拡大を図る。
- ・ 農産物等の生産品のブランド化や豊かな地域資源を活用した新事業の創出など、地域特性を活かした産業の確立を図る。
- ・ 子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせる魅力ある地域づくりを目指し、子育て支援、医療、福祉・介護サービスの充実や移住・定住の促進を図る。
- ・ 農村地域の産業基盤を支える農地・森林等の保全・整備を推進する。

V 長岡地域（長岡市のうち旧栃尾市、旧和島村、旧寺泊町、旧山古志村、旧小国町、旧川口町の区域、出雲崎町）

- ・ 地域の中核都市である長岡市への都市機能集積による拠点性向上を図るとともに、豊かな自然と多彩な文化資源を活かして、利便性が高く、快適な居住環境を持つ地域づくりを促進する。
- ・ 特徴的な妻入りの街並みや錦鯉をはじめ、良寛ゆかりの史跡、伝統行事の牛の角突き等、地域に点在する地域資源等を活用した交流人口及び関係人口の拡大に向けた取組と活力ある地域づくりを進める。
- ・ 道路や住宅等の克雪対策を推進し、冬期間における生活の利便性確保を図る。
- ・ U・Iターンに関する情報発信を行い、U・Iターン希望者との交流や現地体験事業等の移住・定住促進対策を推進する。また、地元企業の魅力を「知る」機会を提供することで、地元への就職及び定住の促進を図る。

VI 魚沼地域（魚沼市）

- ・ 住民が安全に安心して暮らせるよう地域の防災体制を強化し、雪や災害に強く快適な生活環境の整備を図る。
- ・ 魚沼の豊かな森林や水、雪などの自然の恵みを活かす仕組みづくりを推進し、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型社会をめざす。
- ・ 豊かな地域資源を活用した新産業の創出に加え既存産業の強化を進めるとともに、人材の確保・育成により地域産業の活性化を図る。
- ・ 地域の維持・活性化のため、地域外の人々に対しても地域の担い手としての活躍を促し、関係人口の拡大を図る。
- ・ 子どもから高齢者まで、心身ともに健康で生き生きと暮らせるまちづくりを進める。

Ⅶ 十日町地域（十日町市、津南町）

- ・ 日本遺産にも認定された豊かな自然環境や歴史文化、「大地の芸術祭」などの活用による都市部との交流を促進し、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、地域の魅力発信による移住・定住を進める。
- ・ 担い手の確保やブランドの維持のため、農業や織物などの地場産業の育成・振興を図る。また、消費者と連携した直売や農産加工、特産品開発、学校給食での地場農畜産物活用など、地産地消の取組を進める。
- ・ 交流ネットワークづくりに必要な道路整備や上越魚沼地域振興快速道路の建設を促進するとともに、冬期間の日常生活や経済活動を維持するため、道路除雪等の一層の推進を図るほか、利雪・親雪の取組を促進する。
- ・ 子どもから高齢者まで健康で生き生きと暮らせる地域づくりを目指し、地域医療や健康増進を担う関係機関相互の連携を進めるとともに、子育て支援や高齢者福祉の充実を図る。

Ⅷ 上越地域（妙高市、上越市のうち旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧吉川町、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村、旧三和村、旧名立町の区域）

- ・ 降雪期間における日常生活を維持するとともに、災害を未然に防止し、変化に富んだ自然との調和を図り、安心して暮らせる地域づくりを目指す。
- ・ 誰もが健康で安心して暮らせる環境を整えるため救急医療の充実、地域住民の健康づくりへの取組、住民相互間の支え合いを推進する。
- ・ 地域の担い手となる者の定住を促進するため、雇用の場の確保に向けた取組を支援する。
- ・ 地域資源を活用した特産品開発や農産物の高付加価値化、販路拡大により地域の活性化を図るとともに、持続可能な営農体制の整備により、耕作放棄の発生・拡大を防止する。
- ・ 自然、景観、特産品等の地域の魅力を県内外に発信し、交流の拡大を図るとともに隣接県・市との広域観光連携を促進する。また、北陸新幹線などの高速交通網を活かした地域づくりと交流の促進に向けて、在来線の利用促進や二次交通網の整備と活用を進める。

Ⅸ 糸魚川地域（糸魚川市）

- ・ 雪や災害に強く、自然環境が保全され、誰もが健康で安心して暮らせる地域づくりを目指す。
- ・ 地域の将来を担う多様な人材の確保を進めるため、老若男女の定住や、活躍できる就労の場の創出など、地域の活力を維持する取組を行う。
- ・ 地域固有の伝統文化やジオパークなどの貴重な資源等を情報発信し、高速交

通体系を活かして広域からの交流人口の増加を図る。

- ・ 地域の資源や特色を活かした産業の振興と新たな産業や観光拠点の創出を図るため、必要な基盤の整備に努める。

X 佐渡地域（佐渡市）

- ・ 暮らしやすい地域環境づくりや、若年層のU・Iターン促進、島外からの移住促進を図るとともに、二地域居住やワーケーションなど居住地に縛られない仕事や副業・兼業による働き方の拡大に取り組むことで関係人口の増加を促進する。
- ・ 農林水産業の振興や、各産業間の連携強化、DXによる生産性向上等により地域経済の活性化を図るとともに、企業誘致を推進する。
- ・ 世界文化遺産登録された「佐渡島の金山」を最大限活用し、佐渡の地域に根差した歴史・文化の価値の共有を図るとともに、豊かな自然を活かしたスポーツや地域独特の体験などを効果的に組み合わせ、広域周遊・長期滞在を促し、これらの情報発信を行うことにより交流人口の拡大を図る。
- ・ 活力ある地域の創出のため、特色ある持続可能な地域づくり、安全・安心な地域づくりを図る。
- ・ 道路や港湾空港等、地域の基本インフラの整備促進を図るとともに、島内二次交通の充実化を図る。

(3) 柏崎市（旧高柳町、旧西山町の区域）について

※ただし、本項目は令和8年度までとする。

ア 経過措置の適用

柏崎市の旧高柳町及び旧西山町は、旧過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定による一部過疎地域であったが、令和3年4月1日の過疎法施行により、過疎地域ではなくなった（いわゆる卒業団体）。

しかし、過疎法附則第7条第1項で適用する同法附則第5条の規定により、令和3年度から令和8年度までの間は、特定市町村の区域として持続的発展の支援のための特別措置等の過疎法の一部規定が準用されることから、当該2区域についても本方針の対象とし、経過措置期間経過後を見据えた持続的発展のための取組を行う。

イ 現状と課題

柏崎市の2区域は内陸部の旧高柳町と日本海に面した旧西山町の地域に分かれている。

- ・ 旧高柳町地域は、住民主体の地域づくりの取組により地域活性化に努めて成果を上げてきたが、過疎が進行し、集落機能の維持が課題である。

- ・ 旧西山町地域は、道路・生活環境等の計画的な整備の結果、居住環境の改善が図られてきたが、少子高齢化が著しく、若年層の地元定着が課題である。

また、当該地域の人口は、過疎地域と同様に減少が続いており、令和2年の人口減少率は13.1%と、表2で示した過疎地域全体の9.5%よりも高い数値となっている。

表8 柏崎市（旧高柳町及び旧西山町の区域）における人口の推移等
（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口(人)	19,936	17,318	14,992	13,335	12,393	11,618	10,956	10,198	9,478	8,745	7,864	7,025	6,102
増減率(%)	-	△13.1%	△13.4%	△11.1%	△7.1%	△6.3%	△5.7%	△6.9%	△7.1%	△7.7%	△10.1%	△10.7%	△13.1%
県全体に占める割合(%)	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%

一方、財政力指数は、平成22年度から令和2年度まで全県平均が0.50～0.55であるのに対し、柏崎市では0.69～0.74と全県平均を大きく上回っている。

表9 柏崎市における財政力指数の推移

	平成22年度	平成27年度	令和2年度
柏崎市	0.74	0.70	0.69
全県	0.55	0.50	0.50

ウ 持続的発展方向

- ・ 少子高齢化に対応した保健・医療・福祉施策の充実、魅力ある多様な雇用の場の創出、安全・安心な生活環境の整備及び地域交通の確保・利便性向上と情報通信ネットワークの利活用により、暮らしやすい地域づくりを進める。
- ・ 地域特性を活かした産業・観光の推進と個性あふれる地域文化の振興を図るとともに、都市との交流など多様な交流の促進により、地域の活性化につなげる。
- ・ コミュニティセンターを住民参画の地域づくりの拠点として活用するなど、住民が主体となってまちづくりに取り組める仕組みづくりを進め、住民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進する。

(4) 過疎地域の持続的発展に向けた施策の推進体制

県は、本方針に盛り込まれた過疎対策を、過疎地域及び特定市町村の区域（以下「過疎地域等」という。）を対象として、次の体制により推進するものとする。

ア 過疎対策の総合的推進

新潟県では平成14年度から、地域の自主性・自立性を高めるため、地域振興局等の地域機関を設置し、機能強化を図ってきている。

過疎地域等の持続的発展に向けた対策は、地域機関が主体となって地域の実情に応じた施策を関係機関等と連携し、進めていくこととするが、全県的な連絡調整及び国との窓口は、知事政策局地域政策課が担う。なお、施策の総合的な展開のためには、全庁的な取組も必要であり、関係部局間での有機的な連携強化に努める。

イ 市町村等との連携

過疎地域等の持続的発展に向けた対策は、地域の実情に応じてきめ細やかに対応するために、過疎地域等を有する市町村、商工会、農業協同組合、NPO、地元企業等の団体及び住民や関係団体によって構成される地域コミュニティ組織等が行う取組と緊密に連携しつつ、必要な取組を行うものとする。

また、市町村の区域を超える広域にわたる施策の実施や市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助等の必要な援助を行うとともに、市町村間の広域連携等によってもなお対応が困難な事案については、補完・支援を行う役割を果たしていくよう努める。

ウ 過疎地域持続的発展方針に基づく施策の具体化

本方針を指針として、過疎地域等を有する市町村が「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定する。また、本方針に盛り込まれた対策を具体化するため、「新潟県過疎地域持続的発展計画」を策定し、地域機関及び庁内の関係部局間での連携により、総合的かつ効率的に過疎対策事業を推進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進及び人材の育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進及び人材の育成の方針

人口減少・高齢化の進む過疎地域等において、今後とも地域が活力を維持していくためには、様々な世代の移住など地域への人口の流入を促進し、担い手を確保していくことが重要である。

このため、過疎地域等の持つ魅力や特性を的確に情報発信することや、就業も含めた移住相談体制の充実、移住に当たって必要となる各種支援等、市町村とも連携しながら取り組むことにより、過疎地域等への移住・定住を促進する。

また、地域間交流の促進や地域社会の担い手となる人材の育成を推進することにより、地域の活性化を図るとともに、多様な人材の育成及び確保を図る。

(2) 移住及び定住

人口減少問題は本県の最重要課題であり、人口の社会減を改善するため、若者やシニア層の本県への移住・定住促進に重点的に取り組む。

まず、多様な媒体を積極的に活用し、自然や食、地域文化等をはじめとする過疎地域等の特徴ある魅力や暮らしやすさなどを全国に発信し、必要な人に必要な情報が届く戦略的な広報を展開していくとともに、潜在層から具体的行動層まで、U・Iターン希望者の移住検討度に応じた実用的な情報提供を強化する。

本県の「暮らし」や「仕事」の情報をワンストップで提供し、移住希望者を伴走型で支援する「にいがた暮らし・しごと支援センター」を核として、首都圏等における職業・移住相談機能を強化する。

市町村が実施する情報発信や移住体験ツアーなど、地域全体で移住者を受け入れるための体制の構築などの取組を総合的に支援し、過疎地域等における移住者受入を促進する。

さらに、都市住民の農林水産業への新規参入の円滑化を促進するため、新規参入者の募集、新規参入者への研修や資本装備等の支援、体験研修の実施、農業担い手公社の活動支援、農業法人への就業促進等に努める。

なお、県内への移住希望者等が、住宅の取得に際して必要な情報を入手しやすいよう、市町村や関係団体と連携した相談体制の整備を進めるとともに、住宅ストックを活用した住み替えの促進や、自然災害への対策や地球環境にも配慮された住宅・住環境づくりを促進する。

また、スポーツ、文化、レジャー施設等の充実等、若者等に魅力のある居住環境の整備を促進する。

(3) 地域間交流の促進

近年、価値観の多様化とともに過疎地域等の持つ豊かな自然や独特の地域文化等の魅力が見直されてきており、地域間交流、特に都市との交流が活発に行われている。都市との交流は、地域資源の活用による経済活動の活発化や地域に対する誇りの醸成、過疎地域等に対する理解の促進、人材ネットワークの形成及び過疎地域等の児童等が地域外のことを学ぶ機会の提供等に大きな効果が期待できる。

このようなことから、体験交流型観光、イベント、生涯学習、福祉・除雪ボランティア、文化・芸術、野外体験等、広範囲での交流を推進するとともに、地域資源を有効に活用するため、市町村や近隣県等との広域的連携による交流事業を促進する。

交流事業の促進にあたっては、インターネットや首都圏における相談窓口の活用等により、過疎地域等の地域資源や交流に関する各種情報の国内外への総合的な発信を行うほか、スポーツレクリエーション施設や地域文化・芸術体験施設等の地域間交流施設の整備や受入体制の整備、道路等の基盤整備など交流環境の整備の推進を行う。

また、市町村や関係団体と連携してふるさと新潟に共感し、応援する都市部在住者等の増加を進めることにより、交流人口の底辺拡大や、継続的に過疎地域等と関わりを持つとする関係人口の創出・拡大を図る。

(4) 人材の育成

過疎地域等の生産年齢人口は、年々減少が続いており、医療・福祉分野、ものづくり・サービス、農林水産、建設等の幅広い分野においても後継者や担い手不足が深刻化している。地域社会の持続的な発展には、医療、福祉分野の専門人材や、防災、地域づくり・環境保全に積極的に参画する多様な人材等、地域社会を支える人材の育成・確保が不可欠である。

そのため、潜在的な担い手の発掘、地域の諸課題の解決をリードする人材の育成、技能習得のための職業訓練の実施など、多様な手法・経路により、それぞれの課題に応じた人材の育成・確保施策を推進する。

また、高齢化・人口減少が進行する過疎地域等における集落等の維持・存続を図るため、地域住民が主体性を持ち、実情に沿った取組を行う必要があることから、自立的で持続的な地域づくりを行う担い手の育成を図るとともに、地域おこし協力隊等の地域外の人材の定住・定着や二地域居住の拡大などを支援することで、新たな地域づくりの担い手確保や、地域の活性化を図る。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

地域の特性や地域の有する様々な資源を最大限に活用し、地域経済の活力の源泉となる産業の育成に向けた施策を実施することにより、安定した雇用と所得の確保による若年者を中心とした人口の流出防止と流入増加につなげ、地域の持続的発展を図る。

また、過疎地域等における農林水産業の振興に向けて、多様な人材の確保や、持続的な営農体制の確立のための仕組みづくりと併せ、他産業との連携及び地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムや6次産業化等の取組を推進する。

(2) 農林水産業の振興

過疎地域等の農林水産業・農山漁村の多くは、高齢化、担い手不足が深刻で、荒廃農地の増加や森林の荒廃、生産力の低下、さらには集落機能の低下等の問題を抱えていることから、以下の取組により、多面的機能を発揮する農林水産業・農山漁村の維持発展を図る。

ア 農業

本県の過疎地域等では、過疎化や高齢化の進行により、農業・農村の維持が困難な地域も出現している。

このため、中山間地域等の農業・農村の維持・発展に向けて、「ビレッジプラン2030」の展開により、営農継続や集落機能の維持に向けた将来プランの策定とその実践、活動の主体となる組織の育成など、農業以外の分野からの参画も得ながら、農業をベースに多様な人材が多様な働き方で活躍できる地域の仕組みづくりを推進する。

また、中山間地域等直接支払制度の活用等により、複数の集落による農作業等の共同化やスマート農業技術の導入など農業生産活動の継続のための取組を進め、荒廃農地の発生を防止し、国土保全や自然環境の維持等の多面的機能の確保を支援する。

農産物の高付加価値化の促進については、雪、水、気候等の地域特有の自然条件を活かした米、特産野菜、山菜類等、特色ある農産物の生産拡大や農産加工品の開発を支援するとともに、商品のビジョンや戦略の策定から販売の拡大に至るまで、各段階に応じて支援する。

都市との交流については、自然・農林水産業・生活文化等の交流施設の整備や体験交流施設を活用したグリーン・ツーリズムの促進を図るとともに、交流の機会を

通じた農林水産物の生産・販売の拡大を推進し、地域の所得向上と雇用機会の拡大を図る取組を支援する。

鳥獣被害防止対策については、地域に対する意識啓発や被害防止技術等の情報提供を行い、住民と市町村等の関係機関・団体が一体となった、地域ぐるみの総合的な対策が効果的に実施されるよう支援する。

企業の社会貢献（CSR）やボランティアによる棚田保全活動を支援し、中山間地域の有する多面的機能の維持・増進を図るとともに、中山間地域の重要性についての県民理解を促進する。

農用地については、農地防災対策（※）の充実を図りながら、担い手育成確保と併せ生産性向上のための施策として、ほ場整備を中心に、地形条件や地域の特性に沿った生産基盤の整備を総合的に推進し、優良農地の確保と耕作放棄の防止を図るとともに、土地改良施設の適正な管理・更新を支援する。

※農地防災対策：農地や農業用施設への自然災害の発生を未然に防止すること。また、老朽化等により機能低下した農地や農業用施設の回復等を行うこと。

イ 林業

健全な森林を育むため、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等の多様な機能の発揮に配慮しながら、利用間伐等による積極的な森林資源の活用や、地域の特性に応じた造林・間伐等の計画的な森林整備を推進する。

人工林については、森林の持つ多面的機能の発揮や良質な木材を育成するための適切な森林整備を推進し、主伐・再造林による持続可能な林業経営を目指す。

また、森林経営管理制度の主体となる市町村が森林環境譲与税を活用し、適切な森林整備を進めることで、森林の公益的機能が発揮されるよう、市町村の経営管理体制の構築や人材育成等を支援する。

また、天然林については、多様な機能を持続的に発揮させるための適切な管理や自然に親しむなどのレクリエーション利用に加え、きのこ原木、木炭等の生産活動等、目的に応じた森林整備を推進する。

製材用に加え、合板や木質バイオマス発電などの多様な木材需要に対応するため、森林所有者をはじめ、川上・川中・川下の関係者の連携を促進し、県産材のサプライチェーンを強化する。

また、路網や高性能林業機械の活用拡大に加え、成長が早く花粉量が少ないエリートツリーやICT技術の導入などを推進し、主伐・再造林の低コスト化を図る。

さらに、多様なニーズに対応する流通・加工体制の整備や集成材等の新たな加工技術の導入による県産材の供給拡大のほか、住宅・非住宅の木造・木質化の支援やメディアを通じた県民向けのPR等により県産材の需要拡大を図る

地域林業の中核的担い手である森林組合等の林業事業体については、長期の森林管理契約による事業量の安定確保や生産コストの低減を支援し、林業経営のトータル収支の改善を実現できる事業体へと育成する。また、林業事業体への新規就業や

異業種からの新規参入の拡大と併せ、通年雇用化や労働負荷を軽減する高性能機械の導入など、雇用条件・就労環境の改善を促進し、循環型林業の実現に必要な林業労働力を確保する。

また、森林所有者等で組織するグループや地域林業のリーダーの活動を支援するとともに、県民に対する体験学習を通じて森林の多面的機能への理解と林業への関心を高め、森林ボランティア活動についても支援する。

きのこを主体とした特用林産物については、効率良く低コストで生産できる生産施設の整備を支援するほか、付加価値の高いきのこの研究、栽培技術の普及を進める。また、第三者認証GAP等の取得を促進し、市場から信頼されるきのこの生産拡大を図るとともに、消費者に安全・安心な県産きのこを広くPRし、認知度の向上を図る。

ウ 水産業

水産業は、漁業生産量の減少、漁業就業者の減少・高齢化等非常に厳しい状況にある。

このような状況に対応し、水産業の振興と水産資源の持続的な活用を図っていくためには、収益性の高い漁業への転換による経営体質の強化、他産業との連携による県産水産物の販売力の強化、水産資源の管理と活用及び水産業を担う人材の確保・育成が必要である。

収益性の高い漁業への転換による経営体質の強化については、漁村地域が一体となった担い手の技術的サポート等の就業環境整備を進めるとともに、漁船等の設備投資に対する支援や法人化による経営基盤の強化、複数経営体の連携による協業・共同経営化及び6次産業化による事業の多角化等、複合的な漁業への転換を推進する。また、販売力の強化を図るため、生産者と加工業者や流通業者との連携を推進し、安定供給体制を構築するとともに、飲食や観光業等の他産業との連携により県産水産物の利用拡大を促進する。

水産資源の管理と活用については、漁獲量の解析等に基づく資源管理の取組を推進するとともに、環境の変化とともに増加した魚種に対応した漁法の普及や販路を確保することで、資源の有効利用を図る。

人材の確保・育成については、意欲ある若い担い手を確保するため、高校生等を対象とした講習会・体験研修や、新規就業希望者への長期研修を行うほか、独立希望者への初期投資の負担軽減を図るため、漁船等の取得を支援する。

また、活力ある漁港漁村づくりのため、漁業活動が円滑に継続されるよう漁港施設の長寿命化を図るとともに、漁港漁村の防災・減災機能の強化に係る整備を推進する。

内水面においては、内水面水産資源の維持増大を図るため、資源生態調査や種苗放流・産卵場造成等の増殖効果の検証による科学的知見に基づき、適正で効果的な資源増殖方法を提案していく。また、特定外来生物の個体数低減や生息域の拡大を

防止するため、県民や遊漁者等に対して再放流の禁止について周知を図るとともに、駆除技術の普及を推進する。

近年、サケ・マス類の生食の需要が高まっていることから、海面で養殖される種苗について、種苗生産に適した内水面における地域や施設の選定等、今後見込まれる需要増への対応を検討する。錦鯉養殖については、ブランドイメージを確立していくために、国内外に向けた情報発信を強化していく。また、高品質な錦鯉を生産できるよう、生産・出荷システムの構築の支援等により生産体制を整えるとともに、KHV病（※）等に対する防疫体制を強化することで、海外市場での競争力強化を図っていく。

※KHV：コイヘルペスウイルス（koi herpesvirus）。鯉だけに感染するウイルス性の病気でへい死率が高い。

(3) 地場産業の振興

多くの過疎地域等では、恵まれた地域資源を活用し、家内的・伝統的技術により独自の食品、民芸品等の産業が存在している。近年の都市住民のふるさと志向にマッチした需要も見込まれることから、今後とも、過疎地域等に特有の地域資源を活かした独自の産業育成を行うことが重要である。

特産品の販路拡大と新たな商品開発を推進するため、消費者・ユーザーの嗜好把握と求評宣伝活動を推進し、消費者ニーズに適合した売れる商品の開発、デザイン向上、市場開拓に努める。また、地域の文化・観光資源の産業おこしへの活用等、地域特有の商品・技術開発等の促進に努めるとともに、県産品の販路拡大と地域づくり情報の発信事業の充実を図る。

伝統工芸産業については、伝統的技術を伝承するための人材育成、商品の販路拡大、新しい消費者ニーズに合致する新商品開発の促進に努める。

併せて、社会資本の整備等を通じて地域の経済と雇用を支えるとともに、除雪や災害対応など地域の安全・安心の確保に重要な役割を果たしている本県の基幹産業である建設産業の振興を図る。

(4) 企業の誘致対策

高速交通網が整備された地域では、都市部との時間距離が短縮され、通勤や物流範囲の拡大が図られるなど、企業誘致に向けて過疎地域等の環境が整いつつある。一方、ICTの発達により、都市部の本社と情報・通信機器で結ぶ分散型オフィスの立地が可能になるなど、遠隔地であることがハンディキャップであるとは必ずしも言えなくなっている。

こうした状況を踏まえ、地元市町村との連携を強化し、過疎地域等の持つ豊かな自然環境等をセールスポイントとして、製造業のほか、情報サービス業等の今後成

長が見込まれる企業誘致を積極的に推進する。

また、市町村が行う工業団地の開発に対しては、道路等の基盤整備を支援するとともに、立地企業に対しては、税制面のほか、補助金、貸付金等の優遇措置により積極的に支援する。

(5) 起業の促進

過疎地域等においては、従来、商工業やサービス業等の新たな起業は、周辺の商圏人口の少なさや事業に関する情報量の少なさ、流通網の未発達等の諸条件から難しい状況下にあった。しかし、近年はインターネット等の発達により、その活用次第で過疎地域等と都市地域の情報格差の解消が可能となっており、流通面においても宅配便網等の発達により、モノの流れの格差が小さくなってきている。これらのことを背景に、各地で地域資源を活かした新たなビジネス等への展開の動きが現れている。

こうした状況を踏まえ、公益財団法人にいがた産業創造機構の活動等を通じ、創業希望者向けの研修・セミナーの開催のほか、専門家による個別指導、マーケティング支援、創業・技術開発のための補助金や融資等の資金の提供など、事業アイデアから本格展開まで、事業段階に応じた総合的支援によりビジネスとして成功に導く仕組みを整え、過疎地域等における起業の増加を図る。

(6) 商業の振興

人口減少・少子高齢化社会の到来などにより、社会環境は変化しており、まちの担い手の減少・高齢化により、地域の活力やコミュニティの維持が困難となってきた。特に、都市部と比べて過疎地域等においては、買い物場所や移動手段など、日常生活に不可欠な地域生活インフラが弱体化してきている。

このため、地域コミュニティの担い手としての商店街の機能強化・魅力アップや、商店街などが行う人材育成や賑わい創出等の取組を市町村と連携して支援することにより、商店街の活性化の成功事例を創出して、その成果の県内への普及を図る。

また、魅力ある職場づくりや空き店舗の活用、創業支援などを目的とした制度融資等の利用促進により商店街等の活性化を図る。併せて、買い物困難地域における移動販売の支援等により、買物環境の改善を図るとともに、セミナー等を通じて新規事業者の参入促進や地域における取組機運の醸成を図る。

(7) 観光の振興

本県の過疎地域等には、観光の場として活用できる優れた自然的、文化的資源が豊富に存在していることに加え、高速交通体系と県内の交通網の整備の進展により、首都圏や隣接各県、県内各都市からの誘客が期待できる。

近年は旅行形態の多様化、複雑化が進んでいる中で、観光を通じた地域経済の活性化を実現するため、県内外の旅行者のニーズを的確に捉えつつ、本県の食文化・温泉・雪などの強みを活かし、ストーリー性のある観光資源として価値を高め、多様な関係者との連携の下、地域が一体となっていく持続可能な観光地域づくりを進めるとともに、未来のファンづくりにつながる修学旅行、スキー授業等の教育旅行の誘致に取り組む。

併せて、観光施設についても地域の個性を活かした観光拠点施設等の整備を進めるとともに、他地域の観光拠点施設や観光資源との連携を一層深め、魅力ある広域観光ルートの形成を図る。

また、情報拡散効果が高いSNS等を活用した情報発信の充実や旅行者が口コミ情報等を発信する仕組みづくりに取り組む。

4 情報化の推進

(1) 情報化の推進の方針

過疎地域等が抱える課題は、自然災害の克服や地域経済の活性化、日常的な交通手段や医療、教育の確保など様々である。

A I、I o T、5 Gなど情報通信技術を活用した革新的な製品やサービス、ビジネスモデル等は、将来的には過疎地域等と都市部などとの地域格差を解消し、個々の多様なニーズへの対応が可能となるほか、経済発展と社会的課題解決とを両立した新たな社会形成に寄与するものと期待されている。

そのため、デジタル改革、デジタル実装を進め、地方分散型社会の実現、地域における魅力ある多様な就業機会の創出、一つ一つの地域において長らく大切に培われてきた地域の魅力の向上等を目指す。

(2) 情報化の推進

安全で安心な暮らしの実現のため、アプリ等を活用し、防災、福祉、教育、公共サービス等に関する情報発信を行う。

また、へき地や専門外来等におけるオンライン診療や、学校間連携による遠隔教育など教育現場におけるI C Tの活用などを行う。

地域経済の活性化については、産業の振興や付加価値の高い農林水産業の実現、働きやすい環境作りのために、A I、I o T、5 G等の活用促進や事業体・人材の育成に取り組む。過疎地域等の基幹産業である農林水産業については、中山間地域でのスマート農業の研究・導入支援や、ドローン等による高密度なレーザー測量等の導入支援等を行う。

また、魅力ある地域づくりのため、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産性向上等に向けて、データに基づくマーケティングや業務の効率化等、市町村、民間事業者等と連携したMaaSアプリ等のデジタル活用など交通の利便性向上を図る。

行政サービスについては、各種手続のオンライン化やシステムの利便性向上など電子行政を推進するほか、データを活用したイノベーションや新規ビジネス創出に向けて、県が保有するデータの利活用しやすい形式による提供を推進する。

(3) 電気通信施設の整備

過疎地域等の情報通信基盤整備は基本的に民間事業者によって進められているが、過疎地域等については、採算性の観点から民間による整備が困難な場合もあり、都市地域との情報通信環境の格差が生じることのないように、光ファイバ等の情報通信基盤の更新及び維持管理等の支援及びブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス化の早期実現等について国等への働きかけを行う。

5 交通施設の整備及び交通手段の確保

(1) 交通施設の整備及び交通手段の確保の方針

上越・北陸新幹線、関越・北陸・上信越・磐越自動車道の高速交通網の整備により、首都圏や隣県との時間距離が大幅に短縮されているが、更に、高速交通時代に対応した総合的交通ネットワークを拡充するとともに、地域相互のアクセスを向上させる必要がある。

道路交通については、磐越自動車道の全線4車線化や日本海東北自動車道の整備促進に努めるとともに、地域間の交流を促進する高規格道路を整備する。また、高規格道路にアクセスする道路を整備し、道路ネットワークを強化する。

さらに、通勤、通学、通院等の日常生活の利便性を向上させる道路の整備を推進する。

なお、基幹的な市町村道及び市町村管理の農道、林道、漁港関連道のうち、災害時に迂回路となるような特に重要なもので広域的な連携や地域活性化を支援すると認められるものは、県代行事業により緊急度等を踏まえ計画的に整備する。

鉄道交通においては、県内各地域及び隣県各県との結びつきを強めるため、既存の鉄道網の充実を図りつつ、上越新幹線、北陸新幹線への直通運転化を目指すなど、新たな鉄道網の構築を進めるとともに、県内第三セクター鉄道の継続的な経営と利便性の高いサービスの提供が可能となるよう、地元市町村と連携しながら必要な支援等を行っていく。

さらに、本県は全国でも有数の豪雪地帯であるため、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保するための除雪体制を維持し、道路整備、防雪施設整備の促進を図る。

また、老朽化が進む道路・橋梁等公共施設については、適切な維持管理、補修及び更新を計画的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

生活圏域や経済活動の広域化に対応し、市町村間、市町村の市街地と周辺の過疎地域等あるいは地域間相互を結ぶ基幹的な国道、県道及び市町村道の整備や高規格道路へアクセスする道路の整備を推進する。

また、地域の個性や自然・歴史・文化等を活かした道路整備及び地域の産業や観光を育成する道路整備を推進するとともに、集落間の連絡道路等、地域の生活を支える道路の整備を促進する。

さらに、冬期間における安全で円滑な交通確保を図るため、堆雪幅の確保等、道路構造の改善を図るほか、雪崩・地吹雪の危険箇所において所要の対策の実施に努めるとともに、冬期孤立集落の解消のため道路整備を促進する。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

農道、林道及び漁港関連道は、農林漁業の近代化、作業の効率化、生産物の流通の合理化等、地域の振興に不可欠である基幹的なものを計画的に整備するとともに、既設の農道等については、適時適切な維持管理や長寿命化対策を推進する。

過疎地域等が全県の約7割の森林面積を有していることから、この広大な森林が有する多面的機能が高度に発揮され、林業の生産性が向上するよう、林内路網の整備を推進する。

(4) 交通手段の確保対策

過疎地域等においては、自家用車の利用が増加する一方でバスの利用者は減少しており、路線バスの運行維持は年々困難となっている。しかし、路線バスは、地域住民、特に高齢者や児童生徒の生活の足として不可欠であるため、今後とも運行の確保に努めるとともに、小型バスへの転換、デマンドバス・乗合タクシーの導入、自家用有償旅客運送による代替、スクールバスへの一般住民の混乗等、より効率的な交通手段による運行を図る。

加えて、沿線住民の生活の足である県内第三セクター鉄道の継続的な経営と利便性の高いサービスの提供が可能となるよう、地元市町村と連携しながら必要な支援等を行っていく。

また、山間地集落の冬期間の孤立化を防ぐため、道路除雪による冬期道路交通の確保に努めるとともに、集落内道路の交通確保のため、除排雪用水路等の整備を進めるほか、共助による除排雪体制の確保を推進する。

離島においては、生活、観光振興に欠くことのできない航路の維持と港湾の整備に努める。また、航空路の確保・安全運航に取り組むとともに、佐渡空港の拡張も目指す。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域等において、定住を促進し、都市住民等との交流を図っていくためには、豊かな自然を活かしながら、生活の基本的な部分については、都市的な快適性を取入れた安全・安心で快適な環境の整備が重要である。

激甚化・頻発化する洪水、土砂災害等の自然災害による被害から過疎地域等の住民の命と暮らしを守るため、自然条件など地域の特性に応じた社会基盤の整備を推進する。

また、老朽化が進むインフラ施設については、将来にわたって住民が施設を安全に利用できるようにするため、適切な維持管理、補修・更新を計画的かつ効果的に実施することにより、施設の老朽化対策を推進する。

上水道の普及率については、全県平均に近づいてきており、かなり改善されている。しかし、配水管等の老朽化や地震などの災害により、断減水が危惧されることから、計画的な施設の更新及び耐震化事業を推進する。

污水处理施設の普及については、河川や農業用排水の水質保全と快適な居住環境づくりのため、地域の状況に合わせて下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備促進等を図る。

また、浸水や地震、施設の老朽化による汚水の送水や処理の不能、人口減少に伴う使用料収入の減少、及び職員数の減少による執行体制の脆弱化が危惧されることから、施設の耐水・耐震化、施設の統廃合を含めた広域化・共同化等を行い、適切な維持管理、改築・更新を実施し、持続可能な污水处理施設の事業運営を推進する。

消防救急については、常備消防の充実強化とともに緊急通信網の整備を進め、広域的な消防防災体制を整備する。併せて、常備消防と消防団との連携体制の強化、消防団と自主防災組織の連携等を通じ、地域における消防防災力の充実を図る。

廃棄物の処理については、ごみの減量化、再資源化を推進するとともに、施設の整備に当たっては、持続可能な処理のため、地域の状況を踏まえた広域処理体制の確立に努める。

過疎地域等の居住環境を改善するため、住宅の取得に際して必要な情報を入手しやすいよう、市町村や関係団体と連携した相談体制の整備を進めるとともに、住宅ストックを活用した住み替えの促進や、自然災害への対策や地球環境にも配慮された住宅・住環境づくりを促進する。

今後さらに進む高齢化に対応して高齢者に配慮した住宅の供給促進を図る。

このほか、自然環境や文化的な面も含めた総合的な生活環境の整備を促進するため、集落道、農村公園、河川等の水辺空間や文化会館、スポーツ施設等各種公共施

設の整備を進める。

また、地域の特色を活かした魅力ある景観づくりを進め、地域の活性化を図る。

(2) 上水道、簡易水道、污水处理施設等の整備

上水道、簡易水道施設は、更新時期にきており、施設の老朽化や地震などの災害による断減水が危惧されることから、計画的な施設の更新及び耐震化等の整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努める。また、水道の基盤強化を図るため、広域連携や官民連携を推進する。

また、污水处理施設についても、下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽など各種污水处理施設の特徴や住民のニーズを踏まえ、地域に最適な整備手法を選定し、効率的・効果的な施設整備等を行う。

併せて、整備済み施設については、浸水や地震、施設の老朽化による汚水の送水や処理の不能、人口減少に伴う使用料収入の減少、および職員数の減少による執行体制の脆弱化が危惧されることから、施設の耐水・耐震化、施設の統廃合を含めた広域化・共同化等を行い、適切な維持管理、改築・更新を実施し、持続可能な污水处理施設の事業運営を推進する。

(3) 消防・救急体制の整備

常備消防の役割は極めて重要であることから、その充実強化を推進する。

本県の過疎地域等は、広大な面積に集落が散在しており、また、冬期積雪時には消防署からの時間距離が遠くなるなどの実情にあることから、災害の予防はもとより、緊急災害の発生等に対応するため同報無線や情報通信基盤を利用した緊急通信網の整備とともにハザードマップの整備及び周知を促進する。

また、初期消火、風水害等の防災、特別警戒等において消防団、自主防災組織の役割は大きいことから、常備消防と消防団等との緊密な連携体制の強化を図るとともに、地域住民に対し防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成と消防団に必要な人員の確保、装備等の充実に努める。

さらに、地域社会の質的变化に伴い、組織体制・防災設備等の充実強化を図る必要があり、救急業務の高度化や、大規模災害等に対する消防の対応力の強化に努める。

(4) 空き家対策

人口減少・少子高齢化社会などの社会環境の変化により、適正に管理されない空き家が増加し、一部の地域では生活環境に深刻な影響を及ぼすケースも見受けられるようになっている。

本来、空き家は個人の財産であり、問題を解決するのは所有者・管理者等であるという当事者意識の醸成がまずは重要なことから、危険な空き家になる前の対応も含め、空き家の段階に応じた各種情報を発信・啓発していくことで、市町村や関係団体と共に空き家の適正な管理を促し、管理不全となる空き家の増加を抑制していく。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の的確な運用に向け、市町村を支援するため、各専門分野と連携した連絡調整体制の整備や充実を進める。

加えて、空き家の利活用により地域活性化に取り組む市町村や、子育てしやすい住宅の普及促進に取り組む事業者を支援する。

(5) 雪対策

本県は、全域が豪雪地帯であり、また、過疎地域等の多くは特別豪雪地帯となっているが、依然として高齢者を中心に除雪作業中の死傷事故が発生しており、安全対策が必要となっている。また近年では、気候変動による短期間の集中的な降雪への対応に加え、除排雪の担い手不足も深刻かしており、持続可能な除排雪体制の維持・確保が大きな課題となっていることから、地域の共助による除排雪や除雪ボランティア等多様な雪処理の取組を支援するとともに、雪処理の安全性向上や民間事業者との連携など新技術活用による除雪方法の開発・普及を促進する。

また、屋根雪下ろしが不要な克雪住宅の整備や命綱固定アンカー※の設置について支援を行うとともに、高齢者などの除雪作業中の事故防止を図るため、安全対策の普及啓発と安全意識の更なる向上を図る。

加えて、雪と共存する魅力的な食文化や、雪国の特性や地域の創意工夫を活かした雪祭りを始めとする雪イベント、スポーツ、レクリエーション、雪遊びのほか、雪の持つ冷熱エネルギーに着目した雪室、雪冷房など、雪を地域資源として積極的に活用し、雪の持つイメージと付加価値を高め、雪国の魅力発信と快適な生活環境の確保に取り組む。

※ 命綱の一端を固定するために建築物の屋根に固定された金具その他これに類する設備。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上 及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針

少子化が進行する中で、こどもが社会を構成する一員であるとともに、次の時代を担うかけがえのない存在であることから、安心して妊娠、出産、子育てができるような支援の充実に努め、多様化する保育需要や地域の実情に応じた取組を支援するとともに、地域における子育て支援環境の更なる充実に促進する。また、未婚化・晩婚化にもより積極的に対応する。

本県の過疎地域等における高齢化率は、令和2年国勢調査において、県平均より7.2ポイント高いものとなっており、この高齢化の傾向は今後もさらに進むものと予測される。また、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯も県平均より高くなっている。

過疎地域等においては、高齢者の社会参加が不可欠であるため、その知識、経験、技術等を地域づくりに欠かせない財産として活かしながら、高齢者が健康で安心して生活でき、働き続け、社会活動に参加できる環境を整備する。

高齢者が生涯自立した生活を営むためには、疾病の予防や治療の管理だけでは不十分である。加齢に伴い出現する生活機能の低下を予防するとともに、さまざまな日常生活における危険な老化のサインを早期に発見し、早期に対応する必要がある。

なかでも、高齢者の運動機能や栄養状態といった個々の要素の改善だけではなく、心身機能の改善や環境調整などを通じて一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質（QOL）の向上をめざす介護予防の取組を行うことにより、高齢者の健康寿命をできる限りのばすことを推進していく。

在宅及び施設福祉サービス等の高齢者福祉施策においては、全国を上回る高齢化の進行が過疎地域等を中心に著しいことから、国において推進している施策を踏まえつつ、「新潟県高齢者保健福祉計画」、「市町村介護保険事業計画」及び「市町村老人福祉保健計画」に基づき、介護サービスの基盤整備促進を図るものとする。また、離島及び中山間地域等において、低所得者が訪問介護等の介護サービスを利用する場合の負担軽減措置を行う。

過疎地域・離島等、介護サービスが不足している地域において、介護を必要とする高齢者が、家庭や地域での生活を続けられるように、居宅サービス基盤の整備促進やホームヘルパーの養成確保の推進を図るとともに、民間企業、農業協同組合、ボランティア等、多様な事業主体の参入を促進する。施設整備については、広域的な視点も考慮しながら、地域福祉の拠点として、また、地域住民との交流の場とし

て地域に開かれた施設づくりを進める。

さらに、介護が必要となった高齢者を支える介護家族の健康を保持増進することが重要であるが、介護家族が健康診査、健康教育等を受ける時間が十分確保できない状況にあるため、受診の機会の拡大促進や健康保持増進に関する知識の啓発普及を行う。

(2) 子育て環境の確保及び未婚化・晩婚化に係る施策

子育てについては、若者が定住し、安心して子どもを産み仕事と育児が両立できるような環境を作るため、子育て世帯が「経済的ゆとり」と「時間的ゆとり」を同時に達成できるよう取組を推進するとともに、子育てのネットワークや相談機能の充実、子育て世代の経済的負担の軽減等を図り、市町村が地域の実情に合わせて行う保育所（へき地保育所を含む。）や認定こども園、児童館等の子育て支援環境の更なる充実を促進するなど、安心して子育てできる環境の構築を図る。

さらに、地域における子育て支援等を推進するため、保育所や児童館等を活用して世代や年齢を越えた人達との交流を促進するとともに、地域でのコミュニティづくりをしながら広範な福祉の充実・向上を図る。

また、自然体験の場として整備された「こども自然王国」等の積極的な活用を図り、自然を活かした遊びや自然とのふれあい等を推進する。

未婚化・晩婚化への対応については、市町村や地域、企業・経済団体、高等教育機関など様々な主体とも協働し、結婚と向き合うきっかけづくりとしてのライフデザイン等のセミナーや婚活イベントの開催、個別マッチングシステムによる1対1のマッチング等、多様な出会いの場を創出する取組を進める。

(3) 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進を図るための施策

高齢者に発症の多い生活習慣病の予防や早期発見のために、特定健診や各種がん検診の受診率の向上を図るとともに、骨粗しょう症検診や歯周病検診の導入を促進する。また、特定保健指導、健康教育、健康相談、訪問指導等の促進により良好な生活習慣の継続を支援する。

一方、高齢者が要介護状態となることを予防し、心身や生活機能全体の維持・向上を通じ、居宅で活動的な生活を送るため、介護予防の取組は重要性を有している。

生活習慣病予防と介護予防は相互に関連する部分も存在するため、取組が効果的に実施できるよう支援する。

過疎地域等においては、特に高齢者は地域社会の重要な構成員であることから、地域における貴重な人材としてその能力と経験を活かせるよう、伝統、芸能、技術の伝承等の場で活躍できる環境づくりをするなど、社会参加の機会を拡充するもの

とする。

また、高齢者の生きがいと社会参加活動の場として、公民館、老人憩いの家、老人福祉センター等の施設を有効に活用する。

在宅福祉サービスの推進については、介護保険制度の円滑な実施の観点から、高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域で暮らすことができるよう、また、介護家族への必要な支援を行えるよう、市町村が地域の実情に応じて必要な事業形態により実施できる地域支援事業や、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の基盤整備を推進する。

施設福祉サービスについては、在宅での生活が困難となり、施設での介護が必要となった時に入所できるよう、ニーズに対応した施設を計画的に整備する。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が増加しており、独立して生活することに不安がある人の生活の場として、生活支援型施設の整備を推進する。

さらに、福祉機関と連携したサービス付き高齢者向け住宅の供給を推進する。

障害者の福祉については、自立と社会参加の促進のため、移動支援、コミュニケーション支援、情報提供体制の充実及びスポーツと文化・芸術活動等の振興を図るとともに、安定的な就労の場の確保に努める。

また、障害の原因となる疾病等の予防、早期発見、早期療育に努めるとともに、障害者が地域で自立し安心して生活できるよう、生活の場の確保を図る。また、一人ひとりのライフステージや障害の特性、多様なニーズに対応できるよう、在宅サービスや施設サービスの充実に努める。

障害者や高齢者等全ての人が安全・安心に暮らせるよう、建物や歩道等のバリアフリー化を進めるとともに、過疎地域等においても地域の限られた資源を有効活用する多機能型での支援を促進する。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

健康は県民共通の願いであり、すべての人に対し適切な医療を確保するため、生涯を通じて十分な医療サービスを提供する体制を確立する。

過疎地域等の医療の確保を図るため、医学部地域枠等を卒業した医師や自治医科大学を卒業した医師の効果的な配置、ドクターバンクの活用、看護学生や看護職員の県内就業促進及び看護師資格保有者再就職支援、県内外への県内医療機関に関する情報提供等、医師及び看護職員の確保に引き続き努めるとともに、へき地医療拠点病院を中心に必要となる医療機能の確保や医療機関間の協力体制の整備、巡回診療の充実、へき地診療所への医師派遣、ICTを活用した診療体制の構築等、さらなるへき地医療確保の強化を図る。

また、過疎地域等は都市部と比べ救急医療機関までの搬送時間が長く、救急医療体制の整備・充実が課題となっていることから、除雪による冬期道路交通の確保や道路整備に努めるほか、各種救命機器を備えた高規格救急自動車の整備・拡充、救急救命士の増員、休日夜間急患センターの拡充、ドクターヘリの円滑かつ効率的な活用等を進める。

(2) 無医地区対策

これまでの無医地区対策としては、診療所の設置、保健予防活動、巡回診療等が行われているが、必ずしも十分とはいえない現状にある。

今後も引き続き医師をはじめとする保健医療従事者の養成・確保と適正な地域配置に努めるほか、地域の実情に即したへき地診療所、患者輸送車等の整備と巡回診療、保健師による健康相談の充実に努める。

(3) 特定診療科に係る医療確保対策

今日、過疎地域等においては、歯科、眼科、耳鼻いんこう科等の特定の診療科目を有する医療機関が不足している。

特定診療科の診療設備の整備を推進するとともに、巡回診療等により機能の充実に努める。また、特定診療科の医師の養成・確保を図るとともに、必要な地域分野への適正な配置を進める。

9 教育の振興

(1) 教育振興の方針

教育の振興は、過疎地域等の住民が心豊かで充実した生活を送るとともに、地域の担い手となる人材の養成を図る上で重要な課題である。

このため、学校教育については、教育環境の整備充実を図るとともに、引き続き過疎地域等の実情も踏まえ公立小中学校の適正規模・適正配置等の取組を支援し、教職員の適正配置に努める。中学校においては、非常勤講師の配置や教員の複数校兼務等により、免許外教科担任の解消に努める。また、体育や音楽等の教科については、近隣の学校との集合学習や交流学习を行うなど、小規模校の持つ特性を積極的に活かした学習指導の充実に努める。さらに、児童生徒の生活体験を広め、学習意欲の向上、社会性の伸長、郷土を愛する心の育成を図るため、都市等の環境の異なる学校の児童生徒との交流学习やICTを活用した遠隔合同授業等の取組を積極的に取り入れる。

生涯学習・社会教育については、住民の学習活動や文化・スポーツ活動の推進のため、各種社会教育施設の機能の充実や利用者の視点等を踏まえたスポーツ施設の利活用の促進及び整備に努めるとともに、学習情報の提供や人材の育成に努め、学習機会の充実を図る。

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

ア 学校の規模の適正化等

学校の適正規模・適正配置等については、市町村の小中学校再編計画の実現に向け支援する。その際、児童生徒の学習や心の安定の保障に努めるとともに、通学が児童生徒の健康や学習の障害とならないよう、スクールバスの配備等が必要となる地域についてはその整備を支援する。

イ 学校の施設・設備等の整備

過疎地域等の良好な教育環境を確保するため、学校施設の防災機能の強化を一層推進するとともに、老朽校舎、屋内運動場について計画的・効率的に改築・長寿命化を図る老朽化対策を推進する。併せて、多目的スペースの設置をはじめ、情報教育環境の整備、バリアフリー化や脱炭素化等、様々な社会環境の変化や学習環境の多様化に対応した施設・設備の整備や、地域の人々との交流の場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備推進に努める。

また、校舎等の除排雪、消融雪施設整備を促進するとともに、通学の安全確保のため、通学道路の除雪を強化する。

プール、教職員住宅についても、円滑な教育活動のため必要な整備を行う。

なお、学校統廃合に伴う廃校校舎等については、地域への愛着を育んできた貴重な地域資産として、企業誘致により新たな産業の拠点としての活用や、都市との交流拠点や子どもの体験活動のフィールドとしての再整備等により積極的な活用を図る。

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

ア 集会施設、社会教育施設等の整備・活用

生涯学習活動や文化活動の拠点としての公民館、図書館、集会施設、文化施設等の社会教育施設等において多様な学習ニーズに対応した様々な学習機会を提供するとともに、学習成果を課題解決等につなげていく人材の育成を図る。また、急速なデジタル化への進展など社会環境の変化に対応するため、市町村と協働した市町村立図書館等への電子書籍の導入をはじめ、地域の学び場である社会教育施設の機能強化等を通じて、地域における社会教育活動の環境の充実を図る

イ スポーツ施設等の整備・活用

過疎地域等でも、身近で気軽にスポーツを行える場の提供につながるよう、利用者の視点等を踏まえ整備・利活用を促進する。

10 集落の整備

(1) 集落整備の方針

集落は地域社会の基礎単位であるが、人口減少と少子高齢化の進行に伴う構成戸数の減少等により、生活扶助機能の低下、森林の荒廃、荒廃農地の増加など多岐にわたる課題を抱えている。この結果、集落機能の維持に支障を来している集落もある。

集落活性化の原点は、住民自らがこうした集落の問題を自らの課題としてとらえ、自分たちの地域の将来展望を明確に持ち、その実現に向け自ら参画することである。このため、今後とも生活環境の計画的整備を進めるとともに、女性や若者も集落活動に参画し、集落全体で将来展望を話し合い、集落の活性化や集落機能の再構築を図る地域の自主的・自発的な活動を、市町村と協力して支援していく。

また、住民の気づきを促したり、話し合いを促進するためには、外部人材の力を借りることが有効であり、市町村における地域おこし協力隊や集落支援員等の活用を支援する。

その一方で、課題解決を単一の集落のみで対処することが必ずしも容易ではない場合は、日常的に関連のある複数の集落が、相互に協力し役割を分担し合って地域づくりを進めることも重要である。このため、複数集落の住民が主体となり、話し合いにより定められた指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の取組等に対し、市町村とも連携しつつ、必要な支援を行う。

(2) 集落間の連携等

人口減少に伴う集落規模の縮小により集落機能が低下し、単一集落では安全・安心な暮らしの維持が困難な集落が出てきている現状に鑑み、地域の実情に応じた複数の集落によるネットワークの形成を支援するとともに、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出し、地域住民が主体となって、農家民宿・コミュニティ食堂の経営、高齢者支援、除排雪支援等、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の形成を支援する。

また、特に交通の条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な集落については、住民の意向を十分に踏まえた上で、必要に応じて集落の再編整備を図る。

1 1 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

都市部、過疎地域等を問わず、住民が心豊かな生活を実感し、自分たちの地域のアイデンティティや誇りを持てるようになるための営みの中で「文化」の果たす役割は極めて大きく、地域文化の振興は今後さらに重要性を増していく。

このため、地域の個性を活かした文化活動を活性化するとともに、新しい地域文化の創造と発信を推進するため、歴史と風土に育まれた芸能や風俗、技術等、地域の文化遺産の保存・継承・活用を図るほか、指導者の養成や住民の自主的なグループ活動を促進する。

また、文化を享受する機会の地域間格差を解消するとともに文化を育む環境づくりのため、質の高い芸術文化に触れる機会の充実や、文化活動への参加及び発表の機会の拡充を図る必要がある。

ア 地域の文化の「宝もの」の保存と活用

文化遺産、とりわけ文化財については、その保護・保存体制を強化し、文化財所有者への支援の充実を図るとともに、ふるさとを愛する心の醸成や地域の活性化のため積極的な公開・活用を図ることとする。また、雪国特有の民具、民俗資料、民話、生活記録等の収集、保存、展示を進めるほか、民族芸能、伝統的な風俗、慣習等、地域の貴重な文化資産の保存と継承のため、民俗芸能等に対する支援の充実を図る。

さらに、伝統芸能や特色ある文化活動等の地域文化が「地域の宝もの」という認識の向上を図り、地域住民が地域に対して誇りと愛着を持てるようにする。併せて、新たな地域価値を創造していくことを目指して、地域文化の交流を促進する機会の創出、文化を担う人材の発掘・育成及び広域的な視点から見た地域文化の独自性、共通性の周知を図るため、地域文化情報の受発信力の強化を図り、県内外に向けて魅力を発信することにより、交流人口の拡大に繋げていく。

イ 鑑賞機会・発表機会の充実等

芸術文化等の鑑賞機会や発表機会の充実については、「芸術家派遣事業」や「新潟県文化祭」等の事業を通して、優れた芸術鑑賞の機会や文化活動の発表機会の提供に努める。

また、県内各地の文化施設間のネットワーク等を活用して、芸術文化公演の巡回や住民に対して文化に関する情報の提供を進めるとともに、地域を越えた文化団体間の交流を促進し、鑑賞機会や発表機会の充実に努める。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

地域住民の文化活動の場として、また、文化に触れ親しむ場としての文化施設について、利用環境の充実や魅力ある公演、展示や講座の開催等に取り組むとともに、所蔵品のデジタル・アーカイブ化を推進し、利用者の利便性の向上や教育普及への活用を図る。

また、地域住民や民間事業者など、地域の多様な主体との連携・協力により、地域の文化や歴史について学び、活動する人材の育成や、施設の魅力増進、利用促進に努める。

1 2 再生可能エネルギーの利用推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針

本県の多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進や、県内企業の再生可能・次世代エネルギー分野への参入のための支援、環境整備に取り組むことにより、将来のエネルギー選択の幅の拡大を目指すとともに、県内企業の関連産業への新規参入を実現する。

(2) 再生可能エネルギーの導入拡大

過疎地域等の海や河川、森林等の恵まれた自然環境が生み出す良好な風況や豊富な水資源、間伐材等の地域資源は、再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの安定供給の確保、環境負荷の軽減、地域経済の活性化等の効果を生み出す可能性を有している。

バイオマス、小水力、地中熱や雪冷熱、海洋エネルギー等、本県に豊富に存在する多様な地域資源を活用し、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

導入拡大にあたっては、事業者の再生可能エネルギー設備の導入促進や、県内企業が再生可能・次世代エネルギー分野に参入するための開発・調査等の取組の支援を行うほか、自治体や事業者等と連携しながら、自然エネルギーの導入促進のための取組の調査・研究等を支援する。

1 3 地域づくりの推進

(1) 地域づくりの推進の方針

過疎地域等において、若者等の定住を促進するためには、地域のアイデンティティを確立し、住んでいる人たちが自らの地域に自信と誇りを持てる、魅力あふれる地域づくりを推進することが重要である。そのためには、「自ら考え自ら行動する」という意識に立って、地域住民が主体的に行動することに加え、市町村やボランティア、NPO、企業等の多様な主体が、対等な立場で、役割分担に応じ協働して地域づくりを推進していくことが必要であり、こうした活動を重層的・積極的に支援していく。

また、人は地域の活力の原動力であることから、地域づくりの担い手となる人材の育成と地域づくりグループのネットワーク化、相互交流を推進する。特に、人口減少・高齢化の進行により、地域づくりの担い手不足が深刻であるため、地域おこし協力隊等外部人材の積極的な活用促進し、新たな地域づくりの担い手の創出・育成に取り組む。さらに、二地域居住やワーケーションなど地域との多様な関わり方の拡大にも取り組んでいく。

(2) 創意工夫による個性豊かな地域づくり

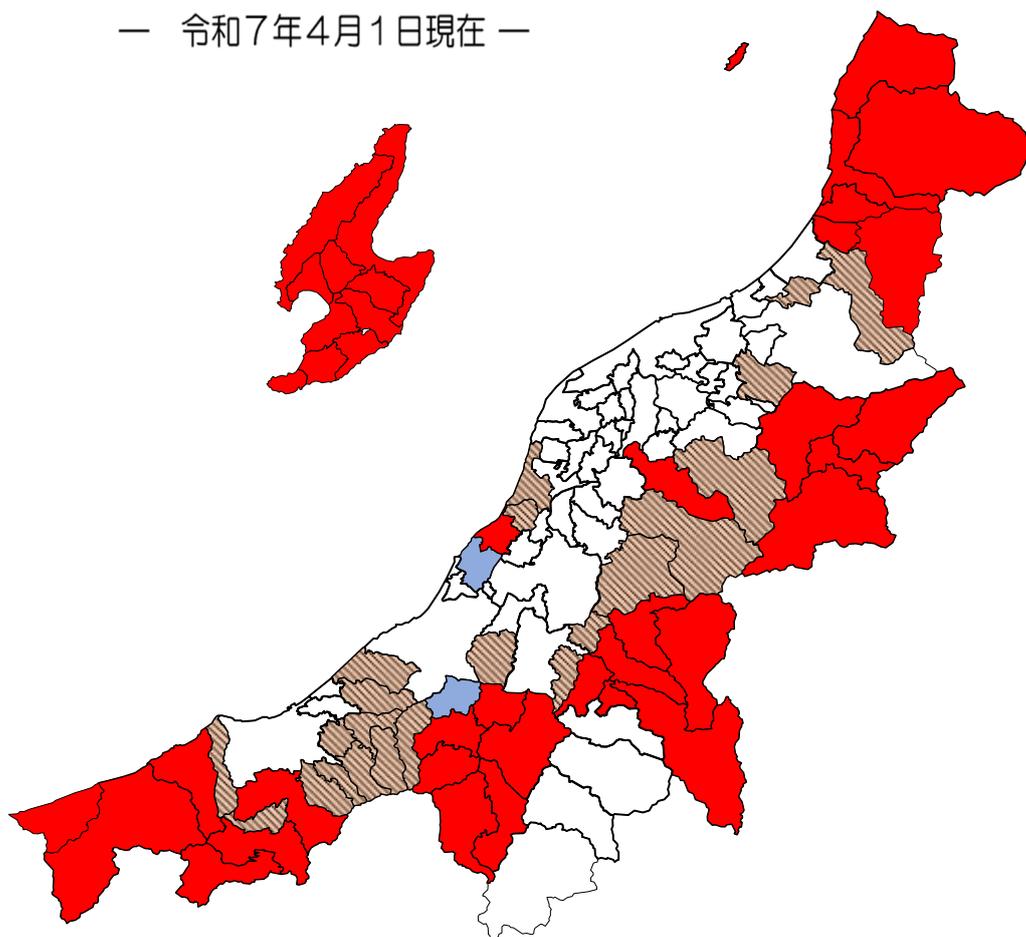
地域独自の創意工夫により個性豊かな地域づくりを推進するため、地域住民が主体となった、地域資源を活用した観光振興や地域産品の商品化等、地域の活性化・課題解決の取組を支援するとともに、こうした取組の情報発信、成功事例の紹介やネットワーク形成を支援する。

また、地域づくりでは、住民が地域の現状・課題を把握することを手始めに、それぞれの地域の実情に合わせて段階的に取組を進めていくことが重要であるため、地域における話し合いの支援、地域おこし協力隊や集落支援員、アドバイザーなどの外部人材の導入の支援など、各地域の課題や取組状況に応じた支援を実施する。併せて、地域づくり活動の主体となる団体の新設・機能強化を支援するとともに、そうした団体が互いに研鑽できる場を設けるなどして、自立した活動を後押ししていく。

さらに、雪は快適な社会生活を阻害するマイナスのイメージが強い一方、近年は雪国の価値や独自の文化が見直されてきており、雪と親しむ新しいライフスタイルや交流を生み出そうとする動きも活発になっている。雪国の知恵や工夫、伝統行事等に加えて、新しいエネルギー源としての利用等、雪国ならではの新たなイメージを全国に発信するとともに、雪を貴重な資源としてとらえ、地域自らが雪国文化を享受する機運を醸成しながら観光や都市との交流に活用し地域づくりを推進する。

《参考》 過疎関係市町村の状況

— 令和7年4月1日現在 —



■ 全部過疎市町村（12市町村）

加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、佐渡市、魚沼市、阿賀町、出雲崎町、津南町、関川村、粟島浦村

■ 一部過疎市町村（7市、22区域）

長岡市・・・旧栃尾市、旧和島村、旧寺泊町、旧山古志村、旧小国町、旧川口町
三条市・・・旧下田村
新発田市・・・旧加治川村
五泉市・・・旧村松町
上越市・・・旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧吉川町、
旧中郷村、旧板倉町、旧清里村、旧三和村、旧名立町
阿賀野市・・・旧笹神村
胎内市・・・旧黒川村

■ 特定市町村の区域を有する市町村（1市、2区域）※経過措置(R3~8年度)

柏崎市・・・旧高柳町、旧西山町